

ESGと企業評価



2019年2月

松原 稔 Minoru Matsubara

アセットマネジメント部責任投資グループ
グループリーダー
Chief Manager
Asset Management Division, Responsible Investment Group
Resona Bank, Limited.

1991年4月にりそな銀行入行、年金信託運用部配属。以降、投資開発室及び公的資金運用部、年金信託運用部、信託財産運用部、運用統括部で運用管理、企画を担当。2009年4月より信託財産運用部企画・モニタリンググループグループリーダー、2017年4月より現職。

2000年 年金資金運用研究センター客員研究員、2005年 年金総合研究センター客員研究員。

日本証券アナリスト協会セミナー企画委員会委員、投資パフォーマンス基準委員会委員、企業価値分析におけるESG要因研究会委員(-2015.6)、JSIF(日本サステナブル投資フォーラム)運営委員、MPTフォーラム幹事、PRI(国連責任投資原則)日本ネットワークコーポレートワーキンググループ議長、環境省「持続可能性を巡る課題を考慮した投資に関する検討会」委員、投資家フォーラム運営委員(-2016.7)、持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則運用・証券・投資銀行業務ワーキンググループ共同座長・運営委員。経済産業省「グリーンファイナンスと企業の情報開示の在り方に関する「TCFD研究会」」ワーキンググループ委員。経済産業省「ESG投資を活用した産業保安に関する調査研究会」委員。WICIジャパン「統合報告優良企業表彰」審査委員会委員。環境省・持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則共催「我が国がESG金融大国となるための戦略づくりに向けた検討タスクフォース」検討会副座長。環境省「環境サステナブル企業評価に関する検討会」委員。日本証券アナリスト協会検定会員、日本ファイナンス学会会員

私たちのご紹介

りそな銀行の資産運用部門は信託財産運用部・アセットマネジメント部からなる資産運用の専門家集団です。

資産運用部門では、確定給付企業年金や厚生年金基金などの企業年金資金、政府関係団体や共済組合などの公的資金を中心とした信託財産の運用を行っています。お客さまの資産を総合的に管理するポートフォリオマネージャー、国内外の株式や債券などの資産運用を行うファンドマネージャー、経済・市場・証券分析を行うアナリストなどの専門スタッフにより、お客さまの運用目的やご要望に応じた運用を行っています。

～50年以上の歴史～

運用部門設立

1962年

～信頼の蓄積～

運用資産残高

20兆円超

～充実した運用体制～

スタッフ

約180名



運用資産残高の推移

1950-60年代

銀行から信託業務を
分離する動きが
進められる

お客さまに良質な
サービスを提供するため
当社は信託兼営を維持

1962年
年金信託業務
取扱開始

1990年頃

企業年金市場拡大

中小企業向け年金を
中心に年金信託残高
シェアは伸長

1987年
3兆円

2000年頃

年金運用の資産配分・
運用対象の自由化が進む

競合他社に先駆け
外貨運用を強化

2003年
10兆円

長期国際分散投資
ノウハウを蓄積

現在

「顧客本位の業務運営原則」
「長期投資」など、
運用サービスへの
期待の高まり

2018年
20兆円

お客さまの
資産形成に役立つ
運用サービスを展開中

1. 長期投資家とは
2. ESG(Environment, Social & Governance)とは？
3. ESG課題の重要性(マテリアリティ)
4. TCFD
5. サプライチェーン
6. 機関投資家からの評価
7. リそなの取組

1. 長期投資家とは

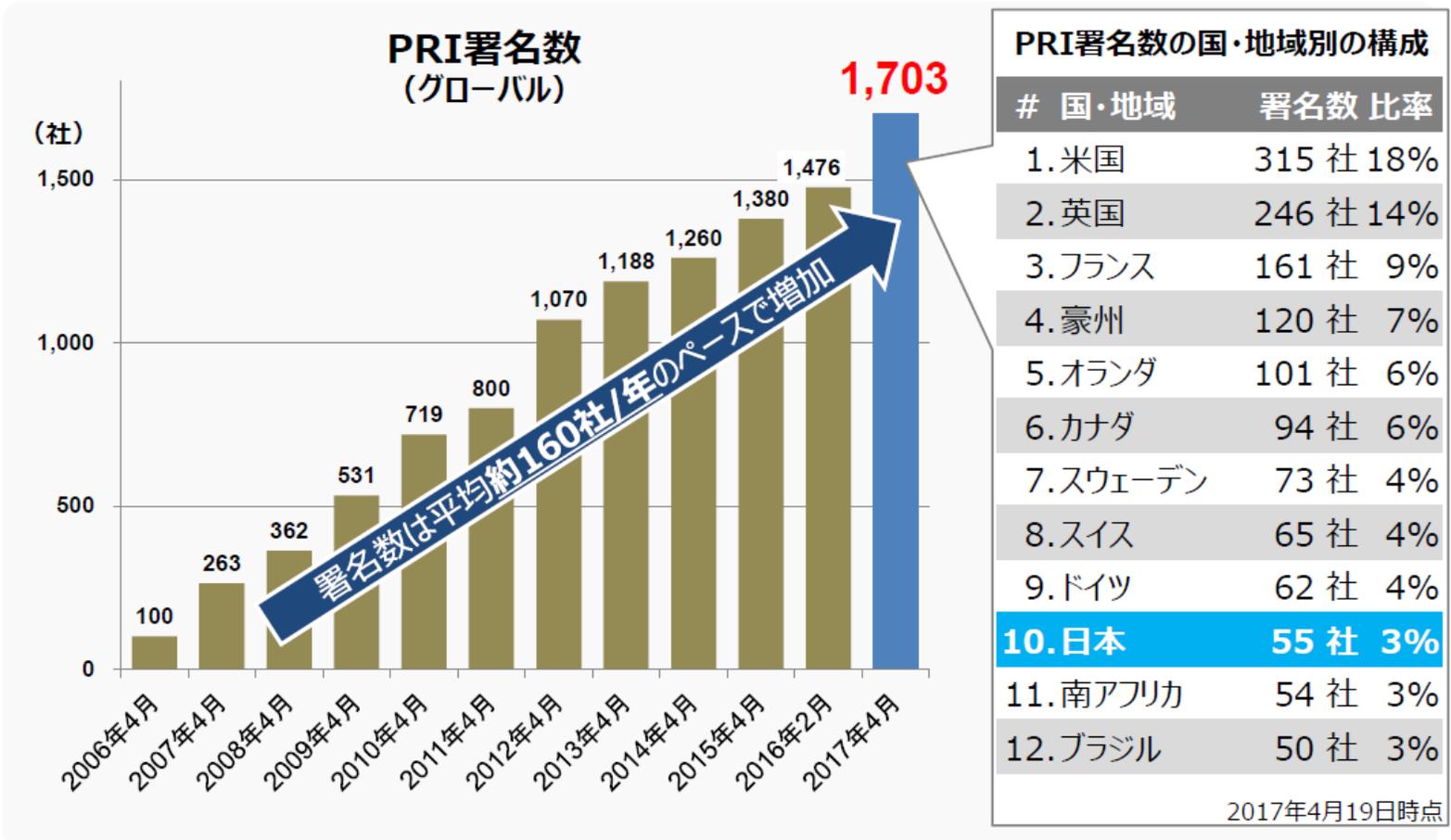
投資家のタイプ

機関投資家 ✓	VS	個人投資家
国内投資家 ✓	VS	海外投資家 ✓
長期(視点)投資家 ✓	VS	短期投資家
大型株投資家	VS	中小型投資家
「早耳競争」投資家	VS	長期ストーリー投資家 ✓
パッシブ投資家 ✓	VS	アクティブ投資家

出所)中神康議「投資される経営売買される経営」より

国連責任投資原則(PRI)について

機関投資家のESG投資行動を推進するため設立された国連責任投資原則(PRI)。署名機関数は年々増加しており、2017年4月末で1,703機関。運用残高65兆ドルを超える



(出所) UNPRI, Signatories to the Principles for Responsible Investment

出所:経産省「価値協創ガイダンス」より

投資家の資産規模(長期投資家)

国内株式市場

アセットオーナー

運用機関

(平成28年3月末時点)

(単位:兆円)

※ 上場株式の時価総額:518.6兆円

国民・会社員・公務員

上場企業

公的年金小計(注1)	40.2
GPIF	30.6
地方公務員共済組合連合会	4.6
全国市町村共済組合連合会	2.0
公立学校共済組合	0.8
警察共済組合	0.5
東京都職員共済組合	0.1
国家公務員共済組合連合会	1.0
日本私立学校振興・共済事業団	0.7
企業年金小計(注2)	9.7
企業年金連合会	1.7
厚生年金基金 [総数256]	2.1
確定給付企業年金 [基金型619、規約型13,042]	5.9

- 投資信託・投資顧問・信託銀行等 90.0兆円 (注3)
 - ・公募投資信託 25.0兆円 (注4)
 - ・投資顧問 49.9兆円 (信託銀行による投資顧問としての運用分を含む) (注5)
 - ・信託銀行等 15.1兆円 (注6)
- 生命保険会社 19.8兆円 (注7)
 - ・国内株式の運用残高(一般勘定)上位4社の状況
日本生命 8.1兆円、明治安田生命 3.6兆円、
第一生命 3.4兆円、住友生命 1.4兆円
- 損害保険会社 6.7兆円 (注8)
 - ・国内株式の運用残高上位3社の状況
MS&AD 2.6兆円、東京海上 2.3兆円、SOMPO 1.5兆円
- 外国法人等 154.5兆円 (注9)
 - ・国内株式の運用残高5兆円超の海外機関投資家5社 (注10)
BlackRock Fund Advisors (米国)、State Street Global Advisors (米国)、
The Vanguard Group, Inc. (米国)、Norges Bank Investment Management (U.K.) (英国)、Capital Research & Management Company (米国)

(注1) 格付投資情報センター「年金情報」
 (注2) 厚生労働省・企業年金連合会「スチュワードシップ検討会の論点整理」
 企業年金連合会「厚生年金基金の統計」、「確定給付企業年金の統計」
 (注3) 信託協会「信託動定残高推移」
 (注4) 投資信託協会「株式投信の新商品分類別内訳」
 (注5) 日本投資顧問業協会「投資運用会員の契約資産等の統計」。私募投資信託を含む。
 (注6) 90.0兆円から、公募投資信託分25.0兆円と投資顧問分49.9兆円を差し引き。
 (注7) 生命保険協会「生命保険事業概況」
 (注8) 日本損害保険協会「損害保険会社の概況」
 (注9) 東京証券取引所他「2015年度株式分布状況調査の調査結果について」

(注10) 経済産業省「平成27年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業
 (対内直接投資促進体制整備等調査(外国投資ファンド等の動向調査))に関する報告書」
 (㈱アイ・アール・ジャパン作成)。なお、国内株式の運用残高は平成28年2月末時点の額。

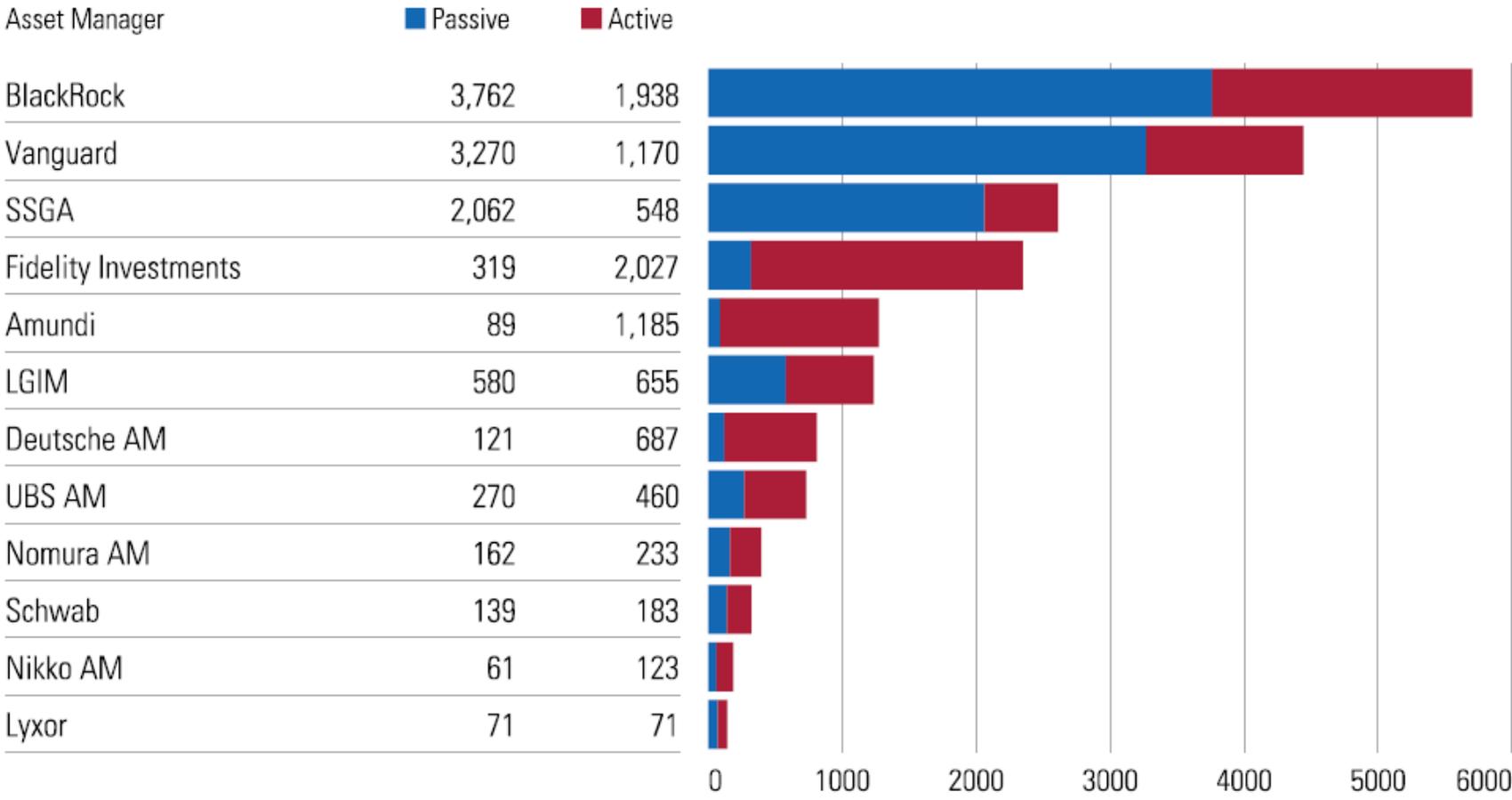
パッシブ運用

ベンチマーク(運用成果の比較対象)となるインデックスのすべての構成企業に投資し、保有し続ける。日本では、日経平均株価や東証株価指数(TOPIX)がベンチマークとして一般的で、パッシブ運用はこれらの指数と同じ値動きをすることを旨とする。パッシブ運用は、インデックス・ファンドやETFが有名。

アクティブ運用

ベンチマークを上回る運用成果を目指す運用手法のこと。アクティブ運用では、運用のプロであるファンドマネージャーが市場や個別企業の調査・分析を行い、その結果をもとに企業を選定して運用を行う。

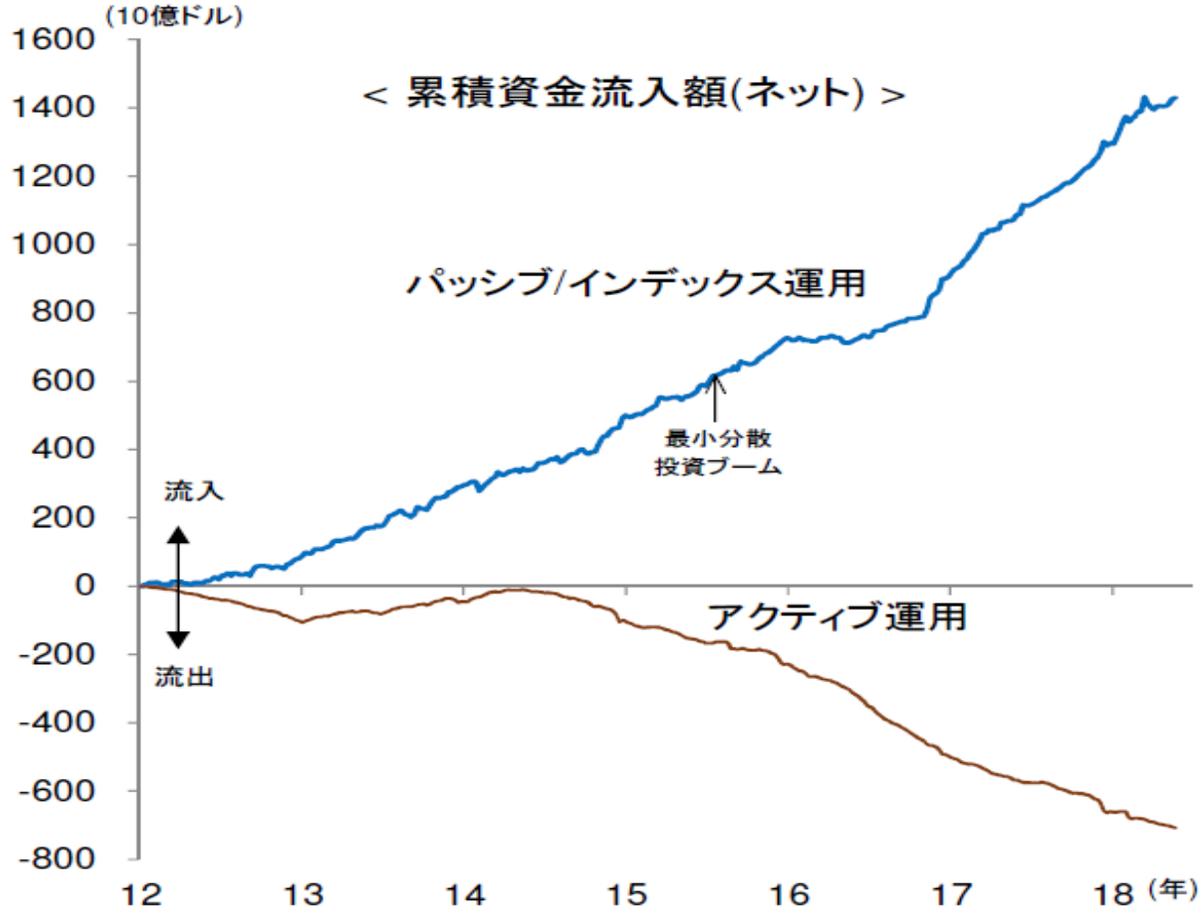
主要運用機関のアクティブ・パッシブ残高



出所)Morning Star 2017.9

パッシブ運用機関の台頭(株式)

先進国株式ファンドの累積資金流入額

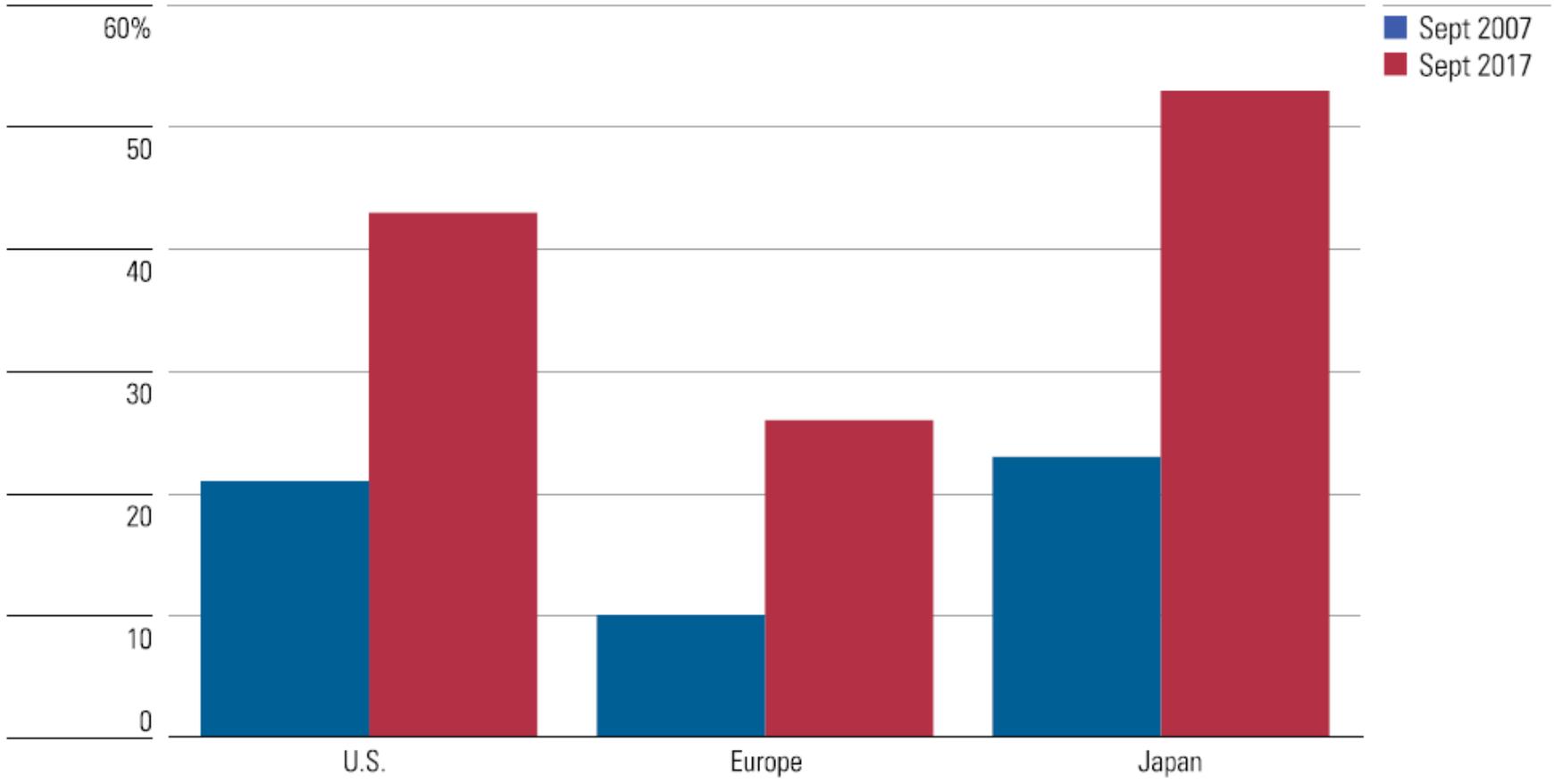


注：対象は先進国株式で運用する全世界の株式ミューチュアルファンドとETF。累積資金流入額はアクティブ運用・パッシブ/インデックス運用とも2012年初からのネット流入額の累積値。

出所：EPFRの資料よりMUMSS作成

パッシブ運用機関の台頭(株式)

Passive Market Share in Equity Funds in the U.S., Europe, and Japan



Source: Morningstar Direct. Data as of 30 September 2017, excluding money market funds and funds of funds in the U.S. and Europe, but excluding only money market funds in Japan.

議決権行使状況(グローバル株式)

Voting Statistics

Asset Manager	2014 / 2015			2015 / 2016			2016 / 2017		
	# Votes	% For	% Against	# Votes	% For	% Against	# Votes	% For	% Against
Amundi	31,237	83	17	32,396	82	18	32,771	83	17
BlackRock	147,400	92	8	158,965	92	8	163,461	91	9
Deutsche AM	4,984	83	17	5,754	79	21	7,735	77	23
Geode (Fidelity)	74,484	91	9	78,184	91	9	77,039	91	9
LGIM	42,631	89	11	44,823	89	11	44,332	88	12
Lyxor	0	0	0	0	0	0	461	81	19
Nikko AM	23,117	91	9	23,657	91	9	22,956	83	17
Nomura AM	8,816	87	13	8,819	82	18	7,709	78	22
SSGA	130,840	89	11	143,540	88	12	158,053	86	14
Schwab	81,811	84	16	83,838	84	16	86,925	85	15
UBS AM	74,655	93	7	87,348	91	9	97,670	90	10
Vanguard	119,130	92	8	153,768	93	7	170,974	94	6

Source: Asset managers. Data as of Dec. 31, 2016, except for BlackRock, Vanguard, Schwab, and Nikko, for which data is as of June 30, 2017. Geode is Fidelity's index subadvisor. Deutsche AM data is for funds of legal entities domiciled in Europe only. Nomura and Nikko disclose votes on Japanese equity-related proposals only. "Against" votes include "Abstain" and "Withhold" votes.

議決権行使状況(りそなの場合)

【議決権行使結果(主な議案種類別)】

1. 会社提案議案に対する行使件数

		合計				反対比率 (前年)
		賛成	反対	棄権	白紙 委任	
会社機関に関する議案	取締役の選解任	15,049	1,370	0	0	8.3% (8.0%)
	監査役の選解任	1,513	150	0	0	9.0% (10.8%)
	会計監査人の選解任	33	0	0	0	0.0% (0.0%)
役員報酬に関する議案	役員報酬(※1)	616	129	0	0	17.3% (17.5%)
	退任役員のリ退職慰労金の支給	143	37	0	0	20.6% (38.3%)
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	1,393	71	0	0	4.8% (4.6%)
	組織再編関連(※2)	37	0	0	0	0.0% (0.0%)
	買収防衛策の導入・更新・廃止	24	38	0	0	61.3% (61.4%)
	その他資本政策に関する議案(※3)	101	4	0	0	3.8% (1.7%)
定款に関する議案		468	18	0	0	3.7% (5.2%)
その他の議案		0	1	0	0	100.0% (0.0%)
合計		19,377	1,818	0	0	8.6% (8.8%)

2. 株主提案議案に対する行使件数

	合計				賛成比率 (前年)
	賛成	反対	棄権	白紙 委任	
合計	5	154	0	0	3.1% (1.5%)

(※1) 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(※2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(※3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

<ご参考> 議決権行使基準(運用各社)

○取締役選任における反対のトリガーとなる業績基準

	りそな	三菱UFJ信託	三井住友信託	AMOne	ISS
業績	<ul style="list-style-type: none"> 3期連続赤字（経常赤字または当期利益）あるいは3期連続無配（3期連続ROE5%以上は除く） 3期連続ROE5%未満で①、②いずれかに該当する。 ①株主資本比率70%以上またはネットキャッシュ25%以上、②業種別でROEが3期連続下位25% 	<ul style="list-style-type: none"> 3期連続赤字（経常赤字または当期利益） 5期連続ROEが5%以下かつ改善が見込めない（業種考慮） 	<ul style="list-style-type: none"> 3期連続営業赤字 TOPIXで3期連続ROE下位25% ネットキャッシュ50% 当社保有株全体で株価パフォーマンスが下位25% 	<ul style="list-style-type: none"> 3期連続赤字かつ3期連続無配 資本の額が前期比50%未満 債務超過 TOPIXで3期連続ROE下位1/3（業種考慮） 3期連続ネットキャッシュ25%以上、ROE下位1/2未満、PBR1倍未満 3期連続総還元性向30%未満かつROE8%未満（赤字除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年平均でROE5%下回りかつ改善傾向にない

概要：

- ①業績評価期間は3期が主流だが、ROEに関しては5期を考慮している先あり。
- ②収益性の評価指標は各社ともROEに着目している。

	りそな	三菱UFJ信託	三井住友信託	AMOne	ISS
社外取締役の選任	<ul style="list-style-type: none"> 複数選任 	<ul style="list-style-type: none"> 複数選任 2019年2月より 指名委員会等設置会社および監査等委員会設置会社は社外1/3以上 			

概要：

- 社外取締役の選任に関しては各社とも複数選任を求めている。

<ご参考> 議決権行使基準(運用各社)

○社外取締役の独立性について

	りそな	三菱UFJ信託	三井住友信託	AMOne	ISS
社外 役員の 独立性 取引先の 範囲とクー リングオフ	<ul style="list-style-type: none"> 主取引先（金融機関を含む）に在籍している。 取引金額が双方の売上高から見て2%超（金融機関の場合は借入額が当該企業の総資産の2%超）の場合主取引先とみなす。但し、数値が確認できない場合は取引関係にある企業は全て主取引先と判断する。 主取引先に係るクーリングオフ期間は設けず。(ただし親会社・関連会社等出身者のクーリングオフ期間は退職後10年と設定) <p>・独立社外取締役が2名以上かつ20%以上存在する場合は、それ以上の社外取締役の独立性は問わない（監査役会設置会社）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定関係事業者（親会社、親会社の子会社および関連会社、ならびに主要な取引先であるもの。招集通知の記載をもとに判断）、または取引先（但し取引が僅少と判断される場合は不問）の出身者 クーリングオフ期間を退職後3年と設定 <p>・社外取締役全員に独立性を求める</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定関係事業者出身者（過去5年間に所属していた者） 特定関係事業者とは当該会社の親会社、親会社の子会社・関連会社、主要な取引先が該当 <p>・社外取締役全員に独立性を求める</p>	<ul style="list-style-type: none"> 独立役員として届け出ていなければ取引関係に基準はない（独立役員として届けていなければ独立性がないものとして判断） <p>・社外取締役全員に独立性を求める</p>	<ul style="list-style-type: none"> 会社の主要取引先である組織において、勤務経験がある 主要かどうかは、会社と取引先の双方から見た取引の規模から判断する。取引が売上に占める比率等、具体的に開示されることが望ましい。そのような開示がない場合（たとえば取引の有無しか言及されない、取引規模が単に「僅少」としか開示されない）は、独立性があるとは判断できない。 社外取締役に独立性は求めない

概要：

- ①社外取締役の前所属先に関し、主要取引先の定義については当社がもっとも具体的に基準を設定している。
- ②前所属先退職後のクーリングオフ期間については、3年～10年と各社でばらつきが見られる。
- ③監査役会設置会社に対して求める社外取締役の独立性（全員か一定数・比率か）についても各社でばらつきあり。

<ご参考> 議決権行使基準(運用各社)

○役員報酬について (反対基準)

	りそな	三菱UFJ信託	三井住友信託	AMOne	ISS
役員報酬額	<ul style="list-style-type: none"> ・3期連続赤字あるいは3期連続無配 (3期連続ROEが5%以上の場合は除く) ・取締役増員に反対した場合、増員を理由とする引上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・3期連続赤字 	<ul style="list-style-type: none"> ・3期連続赤字 ・TOPIXで3期連続ROE下位25% ・3期連続株価基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・3期連続赤字かつ3期連続無配 	<ul style="list-style-type: none"> ・業績が極端に悪い ・大幅な株価下落
役員賞与	<ul style="list-style-type: none"> ・当期赤字 ・社外取締役、監査等委員である取締役、監査役への支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・3期連続赤字 ・社外取締役、監査等委員である取締役、監査役への支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・3期連続赤字 ・TOPIXで3期連続ROE下位25% ・3期連続株価基準 ・社外取締役、監査等委員である取締役、監査役への支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・3期連続赤字かつ3期連続無配 ・監査等委員である取締役、監査役への支給 (上記以外はOK) 	<ul style="list-style-type: none"> ・業績が極端に悪い ・大幅な株価下落
退職慰労金	<ul style="list-style-type: none"> ・3期連続赤字あるいは3期連続無配 (3期連続ROEが5%以上の場合は除く) の場合 ・社外取締役、監査等委員である取締役、監査役への支払い。但し、退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を除く 	<ul style="list-style-type: none"> ・3期連続赤字 ・社外取締役、監査等委員である取締役、監査役への支払いは反対する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3期連続赤字 ・TOPIXで3期連続ROE下位25% ・3期連続株価基準 ・社外取締役、監査等委員である取締役、監査役への支払い。但し、退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を除く 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべて反対 	<ul style="list-style-type: none"> ・業績が極端に悪い ・大幅な株価下落 ・社外取締役、社外監査役への支払いは反対する。 ・個別支給額が開示されない場合

<ご参考> 議決権行使基準(運用各社)

○役員報酬について (ストックオプション)

	りそな	三菱UFJ信託	三井住友信託	AMone	ISS
ストック オプション (株式報酬を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・社外取締役、監査等委員である取締役、監査役、社外の者への付与 ・潜在的な希薄化比率が発行済株式数の5%を超える ・行使開始までの期間が2年未満の場合には反対する。但し、退職後のみ行使可能である場合を除く。 <p>※株式報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社外取締役、監査等委員である取締役に対しては、業績連動報酬ではなく固定報酬として株式で支払う場合、一定範囲内(現金:株式=1:0.3以内)に限り可とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社外取締役、監査等委員である取締役、監査役、社外の者への付与 ・潜在的希薄化比率が発行済株式数の5%を超える場合(役員報酬枠として上程される場合は年間の希薄化率が1%を超える場合) ・行使開始までの期間が2年未満、ただし、特定の業績目標達成が条件、退職後のみ行使可能である場合を除く。 ・社外取締役、監査等委員である取締役への付与は、5百万円以下は賛成 	<ul style="list-style-type: none"> ・社外取締役、監査等委員である取締役、監査役、社外の者への付与 ・潜在的な希薄化比率(未行使のストックオプションも含む)が発行済株式数の5%を超える場合 ・行使開始までの期間が2年未満の場合には反対する。但し、退職後のみ行使可能である場合を除く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査等委員である取締役、監査役、社外の者への付与(上記以外はOK) ・潜在的な希薄化比率(未行使のストックオプションも含む)が発行済株式数の5%を超える場合 ・行使開始までの期間が3年未満の場合には反対する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(社外取締役、社外監査役ではない)社外の第三者への付与 ・潜在的な希薄化比率(未行使のストックオプションも含む)が成熟企業で発行済株式数の5%、成長企業で10%を超える場合。 ・行使開始までの期間が3年未満、ただし、特定の業績目標達成が条件、退職後のみ行使可能である場合を除く。

概要:

- ①株式報酬について、付与対象者・付与条件は異なるものの、三井住友信託以外は認めている。
- ②三菱とISSはストックオプションについて、特定の業績目標達成が条件と設計されているプランであれば、行使開始までの期間が短くても賛成してる。

<ご参考> 議決権行使の考え方/今後の方向性

	りそな	三菱UFJ信託	三井住友信託	AMone
議決権行使	<p>・株式投資において、受益者の利益を安定かつ継続的に高めていくためには、企業が株主利益の最大化を尊重した経営を行い、長期安定的に企業収益を計上していくことが重要となります。そのためには、<u>企業におけるコーポレートガバナンスが十分に機能することが不可欠です。</u></p> <p>・議決権の具体的行使基準を示し、それに則って行使を行うことで、企業のコーポレートガバナンス改善を促進し、<u>長期的な株主利益の最大化を目指します。</u></p>	<p>三菱UFJ信託銀行が受託者として議決権行使の目的は、受託者責任の観点から専ら受益者ために投資収益の増大を図ることです。それとは無関係に特定の社会的また政治課題への取組み姿勢等について評価するものではありません。</p> <p>議決権行使にあたっては、各議案について投資収益への影響度合に応じて判断しますが、企業価値の毀損につながる、あるいは、<u>コーポレートガバナンス上問題があると判断される場合には、原則として反対します。</u></p> <p>・社外取締役の活用は重要であり、多様性を考慮しつつ1/3以上の構成比を目指すなど、導入が進むことを期待しています。</p> <p>・相談役・顧問については、その存在の有無を含め詳細に開示すること強く求めます。</p> <p>・株式の政策保有は、非効率な資本管理、経営に対する規律の低下に繋がる懸念があり削減を進めるべきと考えます。政策保有に関する方針を開示するとともに、定期的に取締役会での保有の経済合理性や将来見通しの検証を行うこと求めます。</p> <p>・取締役（社外を除く）の役員報酬については、中長期的な企業価値向上に対するインセンティブが働く体系であることが望ましいと考えます。株式報酬制度においては、付与される権利確定前に議決権を行使することは望ましくないと考えます。</p> <p>・買収防衛策について、更新を検討している企業はその必要性・合理性についてより一層検討することが望ましいと考えます。</p> <p>・退職慰労金の贈呈について、取締役会等による恣意的かつ不透明な給付を抑制する観点から支給額の開示が望ましい。</p>	<p>1. 議決権行使は、投資先企業の持続的成長に資するものであり、ひいては顧客（受益者）の中長期的な投資リターン<u>の最大化を図ることを目的とするものでなければなりません。</u>当社は、投資先企業の状況や当該企業とのエンゲージメントの内容等を踏まえた上で、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長（ひいては顧客（受益者）の中長期的な投資リターンの最大化）に資するかどうかを総合的に判断し、議決権を行使します。また、複数の変更項目が含まれた議案等においては、持続的成長に資する項目を優先した行使判断を行います。</p> <p>2. 当社は、議決権行使において、持続的成長に向けた効率的な株主資本の活用とともに、経営の監督機能の分離と社外役員の独立性の確保等、株主利益を尊重した適切なコーポレートガバナンス体制の構築を進んで行うことを、投資先企業に求めます。また、こうした質の高い企業統治のもと、環境・社会にも十分に配慮した、適切な企業活動を求めます。</p> <p>3. 当社は、企業または企業経営者等による、株主利益を軽視する事態、不祥事、反社会的行為、または中長期的な業績不振等の企業価値の毀損が発生した場合には、コーポレートガバナンス上で重要な問題が発生しているとみなし、コーポレートガバナンスの改善に資する内容で議決権を行使します。また、不祥事が発生した企業には、再発防止策や改善策の実施状況、コーポレートガバナンス向上に向けた取組みについて十分な説明を求め、その内容を踏まえた行使判断を行います。</p>	<p>お客さまと社会に貢献する資産運用会社として適切なスチュワードシップ活動を行い、社会の資源が最適に配分されることを促すことで、<u>経済・社会の健全な発展に貢献したいと考えています。</u></p> <p>当社は、スチュワードシップ責任を果たす上で、議決権行使を最も重要な取組みの一つとして位置付けています。実際の議決権行使に当たっては、企業に対し、<u>中長期的な株主利益の最大化を目的とした経営を行うよう強く求めるとともに、適切なガバナンスの下、環境・社会にも配慮した健全な企業行動を促します。</u></p> <p>議決権行使に当たり、「株主議決権行使の目的」を達成し、投資先企業における適切なコーポレートガバナンスを促すため、下記の通り議決権行使基準を定めます。</p> <p>また、中長期的な株主利益に合った実効性のある議決権行使基準となるよう、経済・社会の変化に合わせて、議決権行使基準を適宜見直しを参ります。</p> <p>当社では議決権行使の判断に当たり、単に形式的な判断基準に留まることなく、投資先企業との建設的な対話（エンゲージメント）に基づき、賛否判断を行うこと重視します。当該対話に基づく議案判断を行う場合、責任投資委員会または議決権行使部会において重要な議案として審議され、適切に行使判断を行います。</p> <p>また、コーポレートガバナンスに関して、議決権行使基準として画一的な基準を設けることが相応しくない課題等については、投資先企業との建設的な対話（エンゲージメント）による解決を目指します。</p>

2.ESG (Environment, Social & Governance) とは 環境・社会・コーポレートガバナンス

環境(E)・社会(S)・ガバナンス(G)
を考慮した投資行動 = ESG投資

E(Environmental): 環境問題

気候変動・森林破壊・海洋汚染等

S(Social) : 社会課題

強制労働・児童労働・貧困・格差等

G(Corporate Governance): ガバナンス

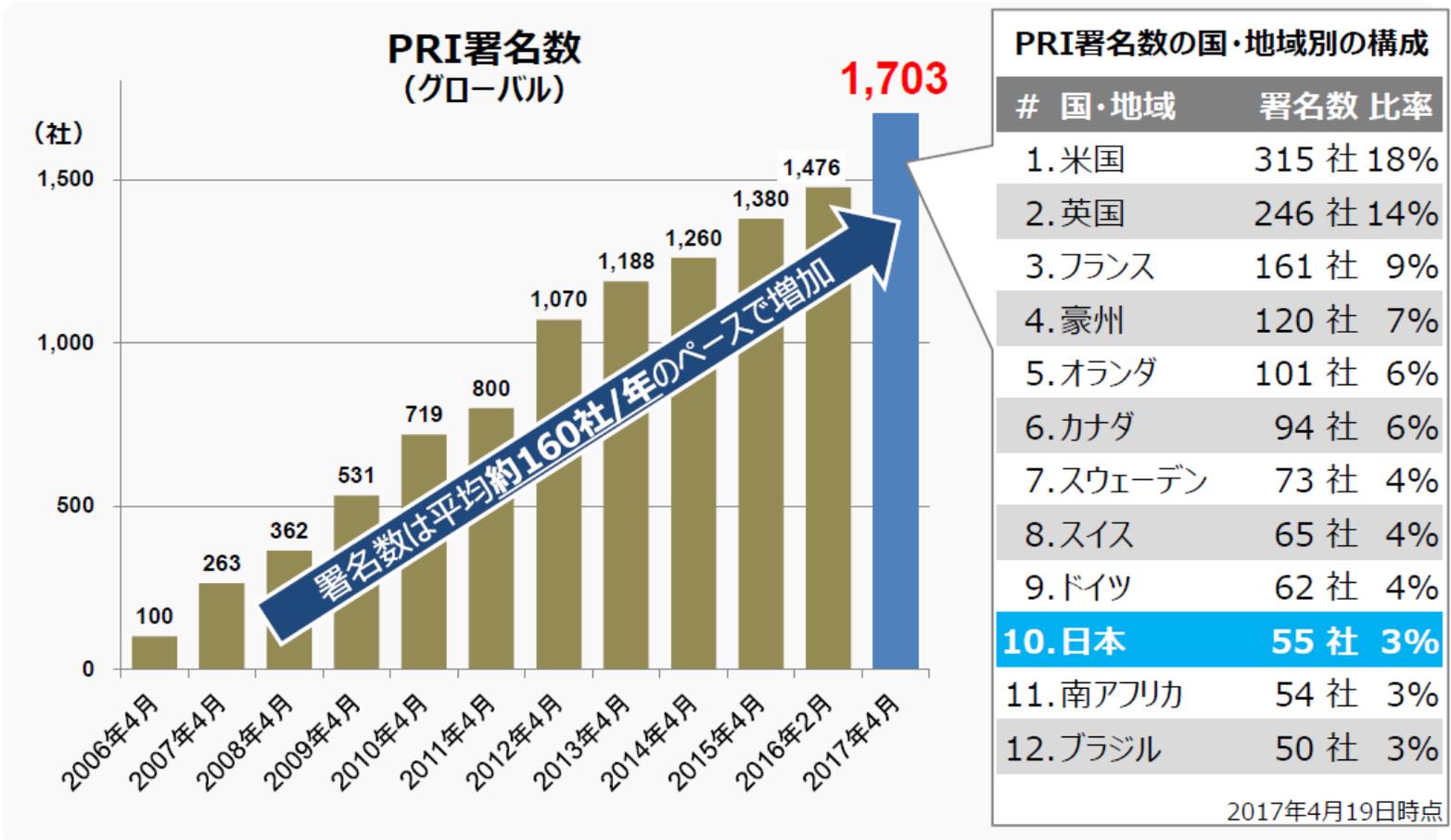
汚職・粉飾・取締役報酬等

- **責任投資原則(PRI) : 2006年、国連の支援で策定**
- **世界の1900以上の年金、保険、運用機関等が署名 (2018年6月)**
- **事務局はロンドン。責任投資の推進活動。**

1. **ESG**課題を投資の分析と意思決定のプロセスに組み込む。
2. **積極的な株主**となり、**ESG**課題を株主としての方針と活動に組み込む。
3. 投資先企業に**ESG**課題に関する適切な**情報開示**を求める。
4. 投資業界がこれらの原則を**受け入れ、実践**するよう促す。
5. 原則の実施にあたって、効果が高まるよう**相互に協力**する。
6. 原則の実施に関する活動と進捗について**報告**する。

国連責任投資原則(PRI)について

機関投資家のESG投資行動を推進するため設立された国連責任投資原則(PRI)。署名機関数は年々増加しており、2017年4月末で1,703機関。運用残高65兆ドルを超える



(出所) UNPRI, Signatories to the Principles for Responsible Investment

出所:経産省「価値協創ガイダンス」より

ベースとなる考え方

■ 企業を取り巻く社会・経済環境の変化と運用機関の役割

企業を取り巻く社会・経済環境

社会経済システムを
所与のものとして、企業は
「個別の利潤」
を追求

技術進化
↓
企業の
インパクト
助長
↓
外部不経済
問題の
深刻化

自らが強大化することで、
「社会経済システムの
持続性」そのものに
多大な影響を及ぼす
ように...

気候変動、環境問題、
格差問題、人権問題
...

運用機関は責任ある存在として、
「社会経済システムを作り上げていく」
ことが求められている

持続可能な発展には
「責任ある投資」の考え方が
不可欠

(例) 世界最大級の資産運用会社であるブラックロック社のCEOであるラリー・フィンクが2018年1月12日に企業あてにレターを送付。
「持続的に繁栄するためにも、すべての企業は財務的業績を上げるだけでなく、どのように社会にプラスの貢献をするのかを示さなければいけない」 (“To prosper over time, every company must not only deliver financial performance, but also show how it makes a positive to society.”)

運用機関の役割

PRI in Person サンフランシスコ会合報告

● PRI in Person概要

- PRI in Personとは、PRI事務局(国連責任投資原則の推進団体)が主催する年一回の国際会議
- 毎年9月に開催、2018年はサンフランシスコ
- 2007年から開催されており今回は12回目
- 参加人数1200名、日本からは50名参加
 - 主な参加機関 経産省、環境省、GPIF、企業年金連合会、大手国内運用機関、サービスプロバイダー他

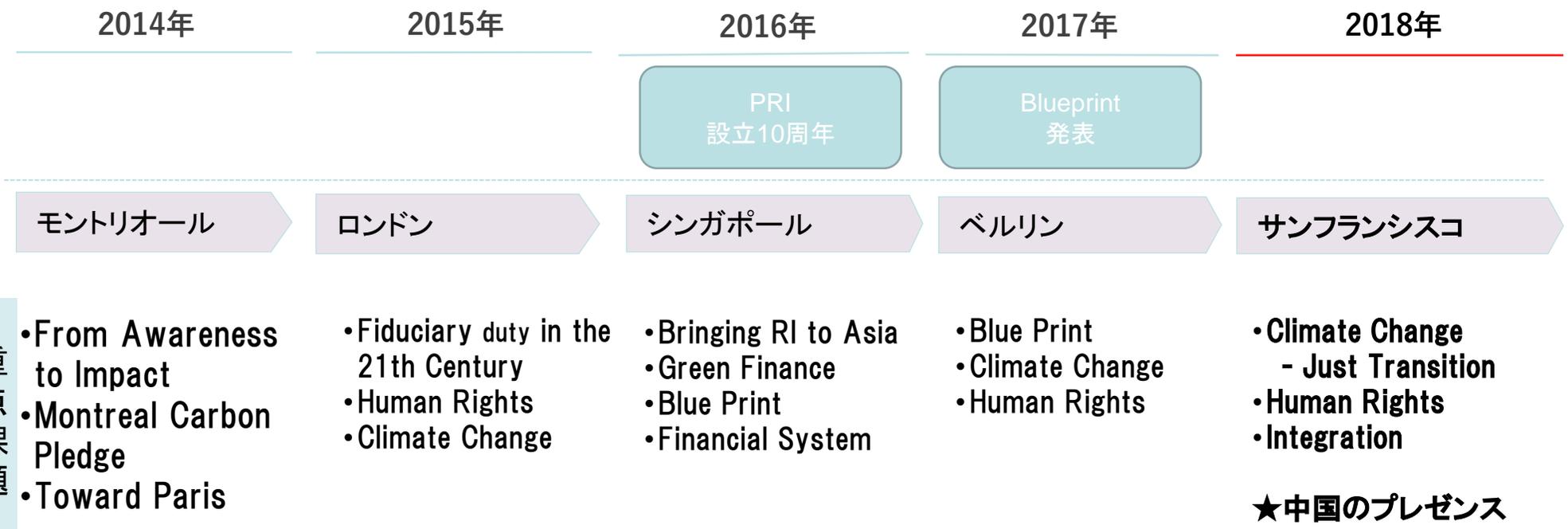


● 内容報告

・責任投資を巡る動向

- 気候変動問題はグローバルの中ではメインストリーム。
気候変動と関連情報開示の実践が重要テーマ(前回は浸透が主テーマ)
→ TCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)対応
- 気候変動はグローバルで中国が重要な役割となるため、各セッションの登壇者に中国人が多く、
中国のステータスが上昇
- ESG投資はこれまで株式中心だったが、今回は債券・ローンのセッションが多く、
グローバルではスタンダードになりつつある
- 今年度のホットピックは従業員の人権問題。
FRC(英国財務報告評議会)におけるコーポレートガバナンスコード改定でステークホルダーとしての
従業員の重要性が加えられたことが影響していると推察される

過去5年間のPRI総会のトレンド



重点課題

初日にはアル・ゴア前副大統領、最終日にはユニリーバのポール・ポールマンCEOが登壇し、投資家に気候変動課題への早急な取り組みを求めた



ハリケーン、干ばつなど最近のExtreme Weatherは、地球から我々へのEngagementの始まりだ

投資家として、ESGインテグレーションを実施しないことは、受託者責任に反している

企業および投資の世界から社会を変えていく必要がある。ここには、脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーへの移行、金融市場における長期的視点に基づいた戦略への移行、公平な成長という課題が待ち受けている。解決策はある、足りないのは"Willpower(意思)"である



気候変動は、投資家が直面する最もプライオリティが高いESGの課題。2018年のキーワードは“Just Transition”

Signatory General Meeting



“Champion climate action“
2016年にBlueprintを実現するための重点アクションの1つ

“A great collaboration among investors with more action to be announced.”

“If investors do not take much stronger action on climate change now, policy makers will be forced to take action in a way that could prove disruptive to financial markets.”



最後を締めくくるパネルディスカッションのテーマは、経済的不平等 (economic inequality)。
Holisticな視点でESG課題に取り組むことが求められる

Levers, levels and learning: how can investors respond to economic inequality?



"Income inequality is a systemic risk"
気候変動はEの課題にとどまらず、経済的不平等はSの課題にとどまらない。Holisticな取り組みがサステナブルな未来につながる

3. ESG課題の重要性（マテリアリティ）

長期投資家のESG課題(GPIF調査による運用機関のESG課題)

パッシブ運用機関	アクティブ運用機関
気候変動	資本効率
ダイバーシティ	少数株主保護(政策保有等)
不祥事	コーポレートガバナンス
資本効率	取締役会構成・評価
サプライチェーン	
情報開示	
少数株主保護(政策保有等)	

* パッシブ、アクティブの両方を受託している機関はパッシブでカウント

* リストはパッシブは6機関中5機関以上挙げた課題、アクティブは10機関中8機関以上挙げた課題

出所) GPIF「平成29年ステュワードシップ活動報告」

世界は何に注目しているのか？

■ 発生する可能性の高いグローバルリスク（上段）と影響度の高いグローバルリスク（下段）のTOP5の変遷

Top 5 Global Risks in Terms of Likelihood

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2017	2018
1st	Asset price collapse	Asset price collapse	Asset price collapse	Storms and cyclones	Severe income disparity	Severe income disparity	Income disparity	Interstate conflict with regional consequences	Large-scale involuntary migration	Extreme weather events	Extreme weather events	異常気象	異常気象
2nd	Middle East instability	Slowing Chinese economy (<8%)	Slowing Chinese economy (<8%)	Flooding	Chronic fiscal imbalances	Chronic fiscal imbalances	Extreme weather events	Extreme weather events	Extreme weather events	Large-scale involuntary migration	Natural disasters	大規模な非自発的移住	大規模自然災害
3rd	Failed and failing states	Chronic disease	Chronic disease	Corruption	Rising greenhouse gas emissions	Rising greenhouse gas emissions	Unemployment and underemployment	Failure of national governance	Failure of climate-change mitigation and adaptation	Major natural disasters	Cyberattacks	大規模自然災害	サイバー攻撃
4th	Oil and gas price spike	Global governance gaps	Fiscal crises	Biodiversity loss	Cyber attacks	Water supply crises	Climate change	State collapse or crisis	Interstate conflict with regional consequences	Large-scale terrorist attacks	Data fraud or theft	大規模なテロ攻撃	データ不正利用、窃盗
5th	Chronic disease, developed world	Retrenchment from globalization (emerging)	Global governance gaps	Climate change	Water supply crises	Mismanagement of population ageing	Cyber attacks	High structural unemployment or underemployment	Major natural catastrophes	Massive incident of data fraud/theft	Failure of climate-change mitigation and adaptation	データ不正利用、窃盗	気候変動緩和・順応の失敗

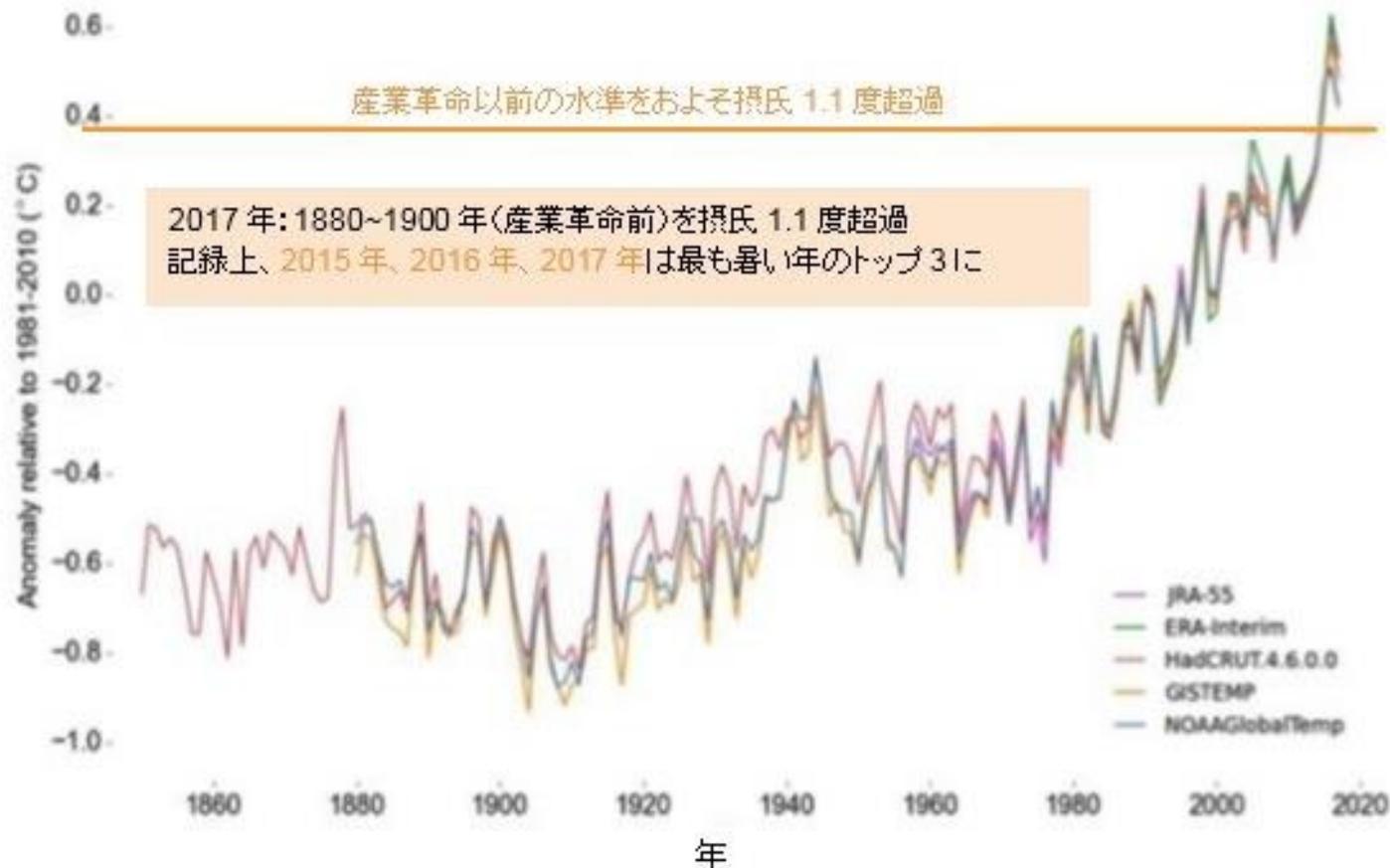
Top 5 Global Risks in Terms of Impact

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2017	2018
1st	Asset price collapse	Asset price collapse	Asset price collapse	Fiscal crises	Major systemic financial failure	Major systemic financial failure	Fiscal crises	Water crises	Failure of climate-change mitigation and adaptation	Weapons of mass destruction	Weapons of mass destruction	大量破壊兵器	大量破壊兵器
2nd	Retrenchment from globalization (developed)	Retrenchment from globalization (developed)	Retrenchment from globalization (developed)	Climate change	Water supply crises	Water supply crises	Climate change	Rapid and massive spread of infectious diseases	Weapons of mass destruction	Extreme weather events	Extreme weather events	異常気象	異常気象
3rd	Slowing Chinese economy (<8%)	Oil and gas price spike	Oil price spikes	Geopolitical conflict	Food shortage crises	Chronic fiscal imbalances	Water crises	Weapons of mass destruction	Water crises	Water crises	Natural disasters	給水危機	大規模自然災害
4th	Oil and gas price spike	Chronic disease	Chronic disease	Asset price collapse	Chronic fiscal imbalances	Diffusion of weapons of mass destruction	Unemployment and underemployment	Interstate conflict with regional consequences	Large-scale involuntary migration	Major natural disasters	Failure of climate-change mitigation and adaptation	大規模自然災害	気候変動緩和・順応の失敗
5th	Pandemics	Fiscal crises	Fiscal crises	Extreme energy price volatility	Extreme volatility in energy and agriculture prices	Failure of climate-change mitigation and adaptation	Critical information infrastructure breakdown	Failure of climate-change mitigation and adaptation	Severe energy price shock	Failure of climate-change mitigation and adaptation	Water crises	気候変動緩和・順応の失敗	給水危機

■ Economic ■ Environmental ■ Geopolitical ■ Societal ■ Technological

日本の近未来(気候変動)

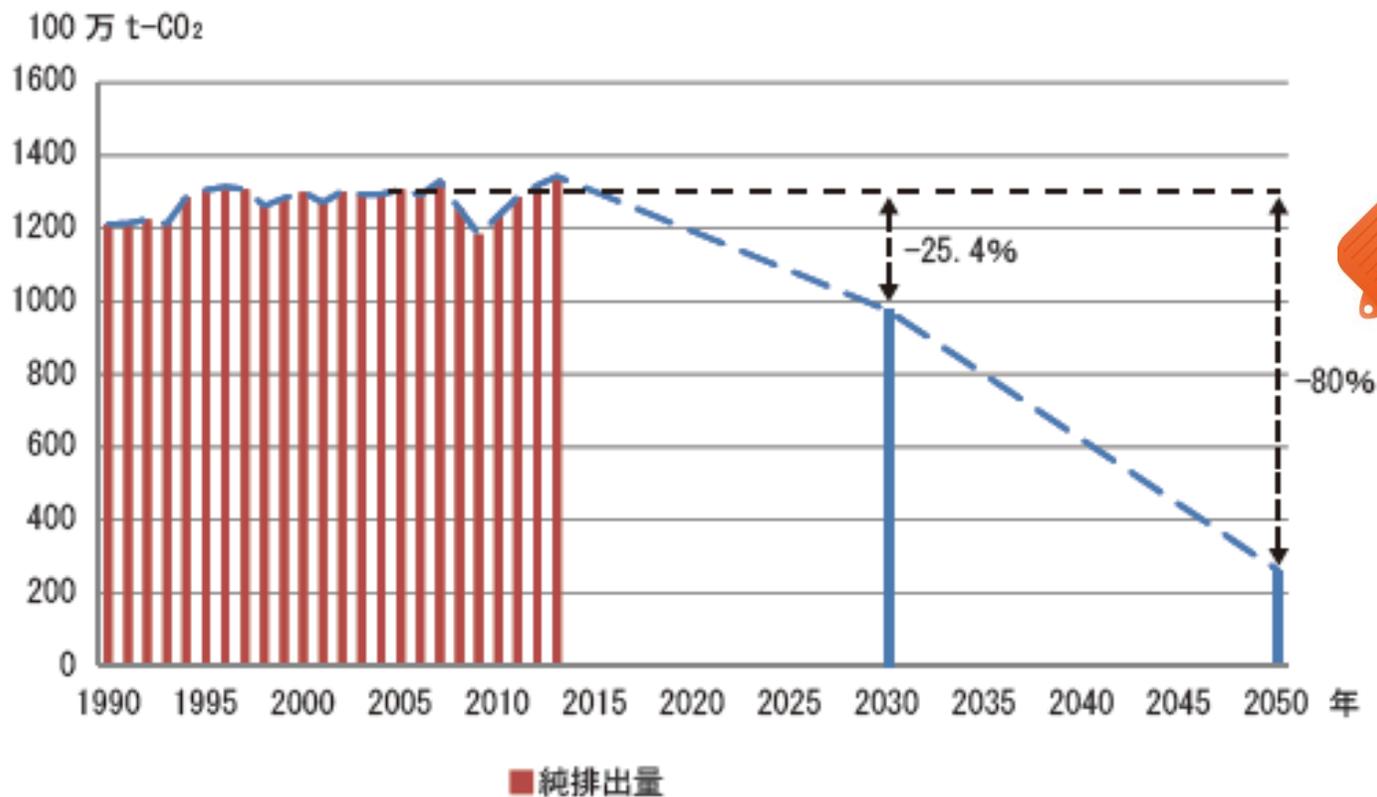
地球の気温:2017年1月~9月



出所)世界気象機関

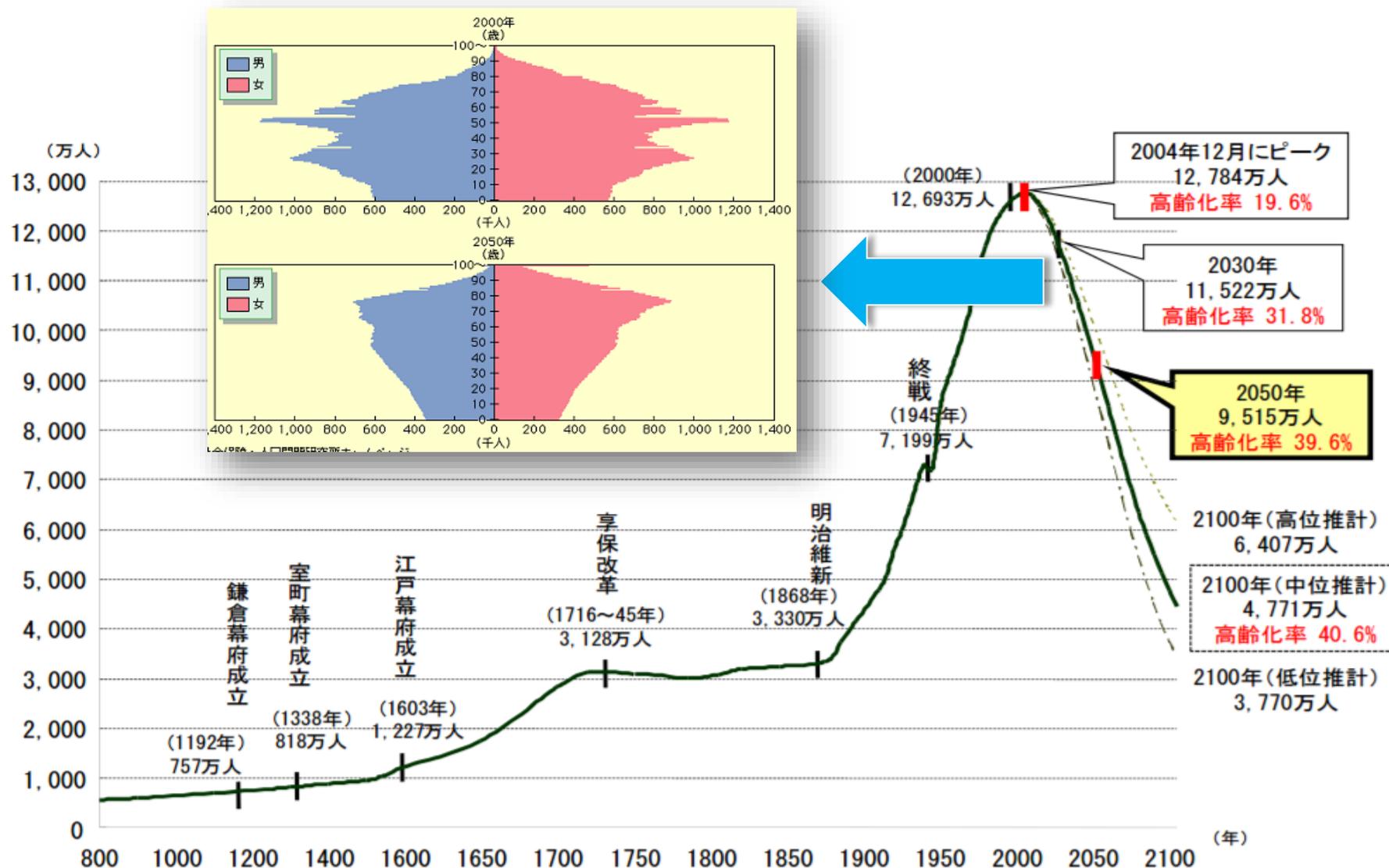


日本の近未来(脱炭素へのコミットメント)



(資料) 国立環境研究所 (2015) より

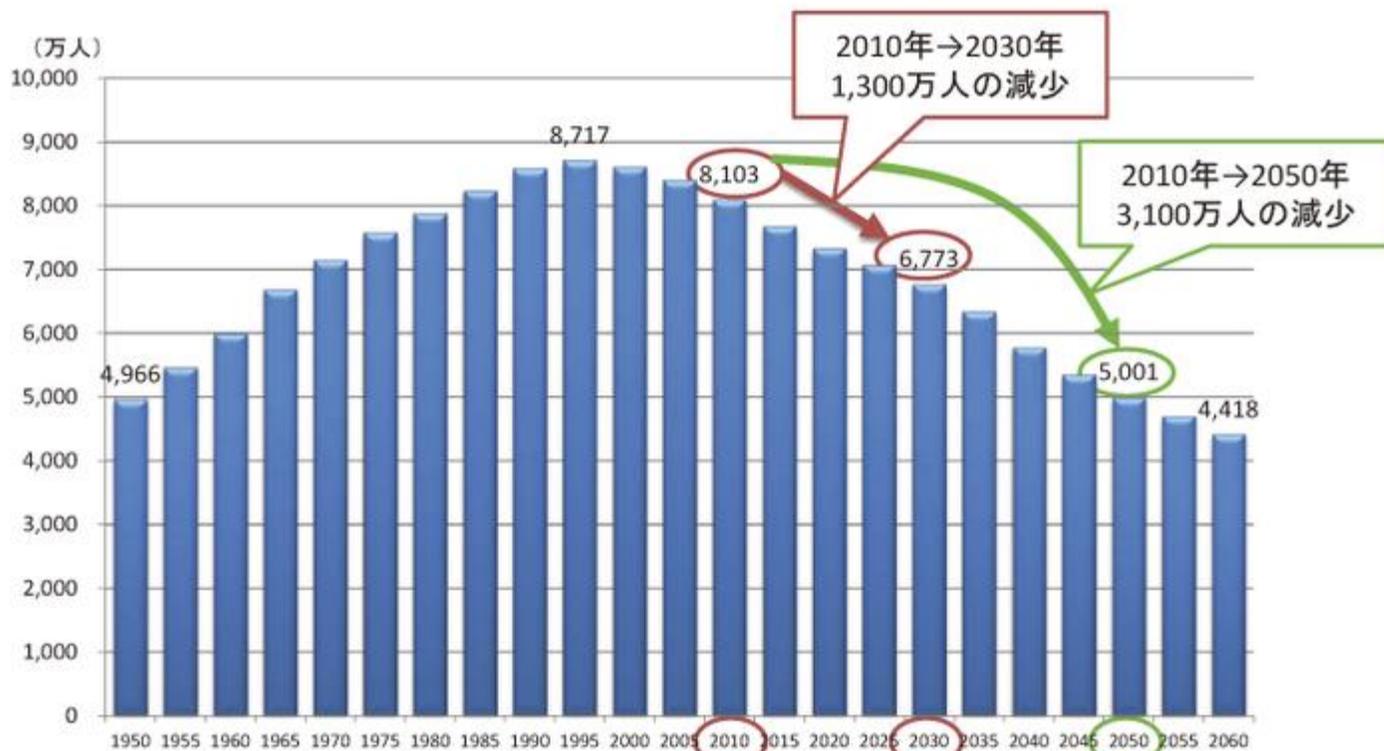
日本の近未来(加速化する高齢社会)



(出典)総務省「国勢調査報告」、同「人口推計年報」、同「平成12年及び17年国勢調査結果による補間推計人口」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」、国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」(1974年)をもとに、国土交通省国土計画局作成

日本の近未来(生産人口の減少)

【日本の生産年齢人口の推移】

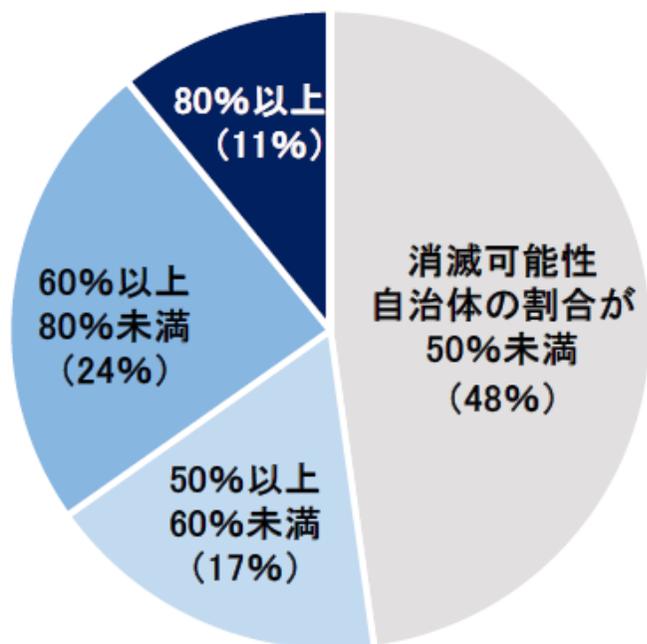


(出典) 総務省「ICT超高齢社会構想会議報告書」(国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口(平成24年1月推計)より)

日本の近未来(自治体の消滅 & 公共インフラ更新)

- 今後は老朽化したインフラ・設備が急速に増加していくことに加え、2050年には消滅可能性自治体(20~39歳の女性が2040年にかけて5割以上減少する自治体)が大幅に増加
 - 財政のひっ迫から、公共インフラの更新が困難になり、特に消滅可能性自治体の中には運営自体に支障をきたすケースも発生。住民の生活水準は悪化

都道府県別消滅可能性自治体の割合



(注)国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を前提とし、さらに人口移動率が収束しないと仮定したときの20~39歳女性人口が、2010年から2040年にかけて半分以上になる自治体の割合。福島県については、今後の人口推計が困難なため、試算していない。

(出所)国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」、日本創成会議人口減少問題検討分科会資料よりみずほ総合研究所作成

建築後50年以上の公共施設の割合

	2013年 3月	2023年 3月	2033年 3月
道路橋	約18%	約43%	約67%
トンネル	約20%	約34%	約50%
河川管理施設(水門等)	約25%	約43%	約64%
下水道管きよ	約2%	約9%	約24%
港湾岸壁	約8%	約32%	約58%

(注)下水道管きよとは、下水道管及びマンホールを指す。
(出所)国土交通省「国土交通白書」よりみずほ総合研究所作成

日本の近未来(天災)

○将来の地震発生の可能性

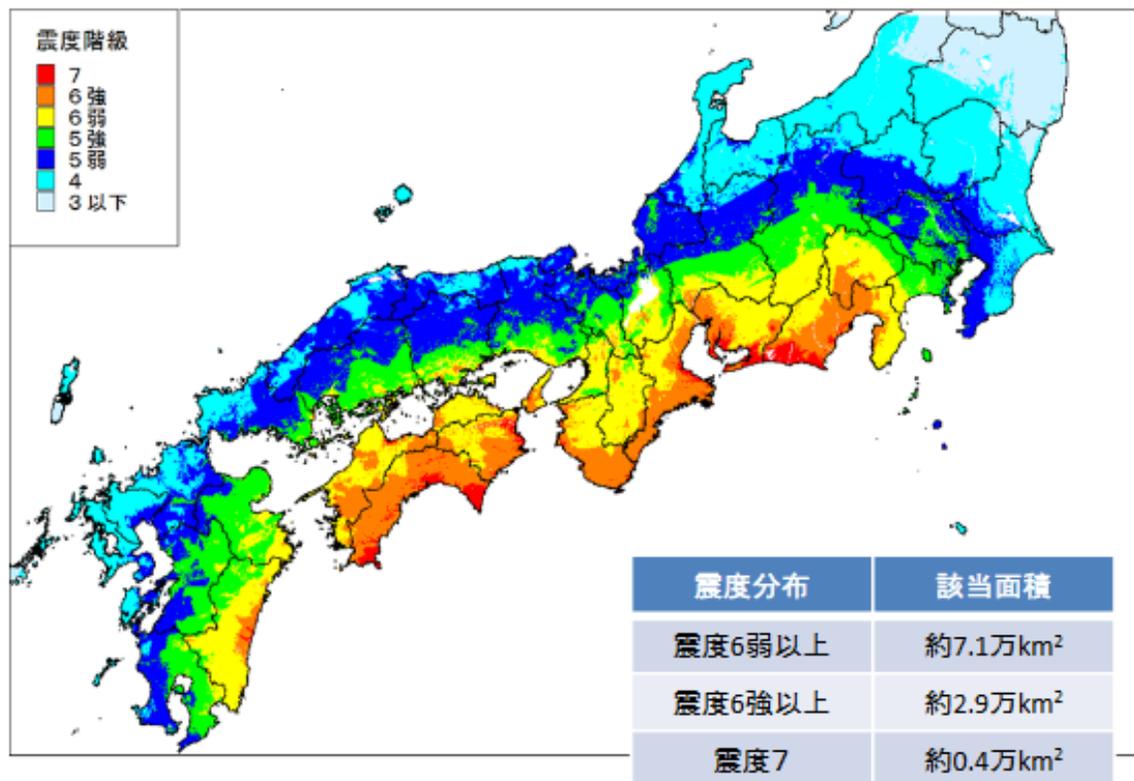
地震の規模 : M8~M9クラス

地震発生確率: 30年以内に、70%~80%

平均発生間隔: 88.2年

地震後経過率: 0.82 (地震後経過率とは?)

南海トラフ全体を1つの領域として考え、この領域では大局的に100~200年で繰り返し地震が起きていると仮定して、地震発生の可能性を評価。



死者・行方不明者32万人・経済損失220兆円 (内閣府)

死者・行方不明者 : 323000人 (東日本大震災は18800人)

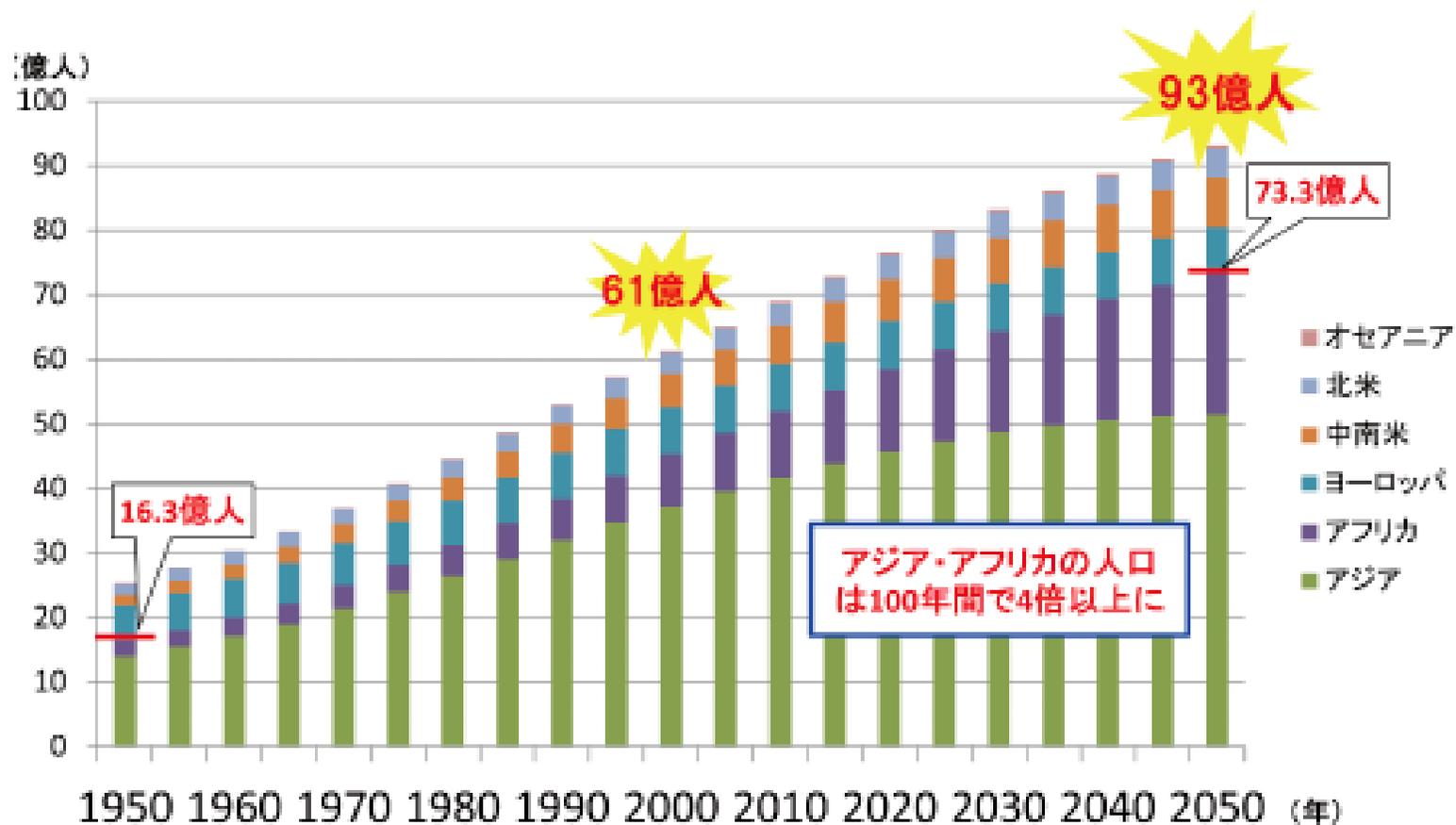
全壊棟数 : 2386000棟 (東日本大震災は130400棟)

経済損失 : 220兆円

内訳は被災地の民間部門が150兆円 (住宅被害が120兆円、家庭用品が10兆円、その他20兆円)、インフラ復旧7兆円、廃棄物処理7兆円、そして被災したことによる全国への経済活動への損失 (生産・サービス低下) によるものが45兆円が主だったものになります。

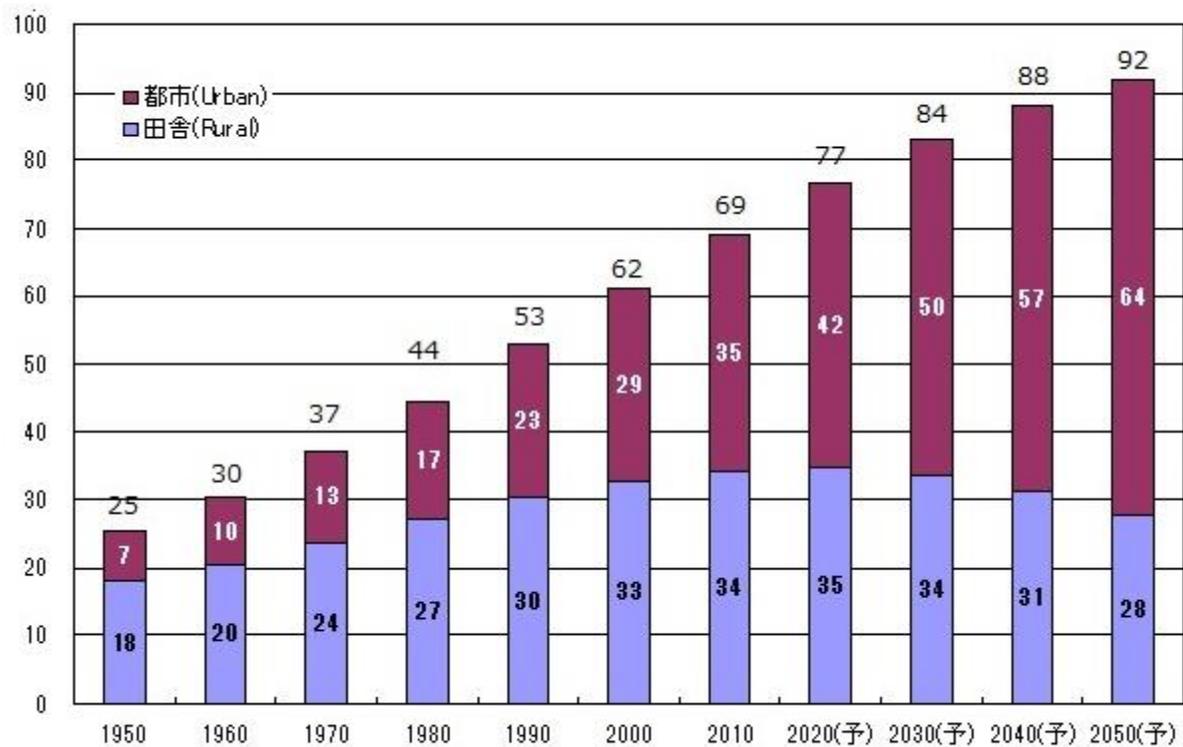
出所)内閣府、「最悪」を想定した場合の被害予想

世界の近未来(人口爆発)



世界の近未来(世界の都市化)

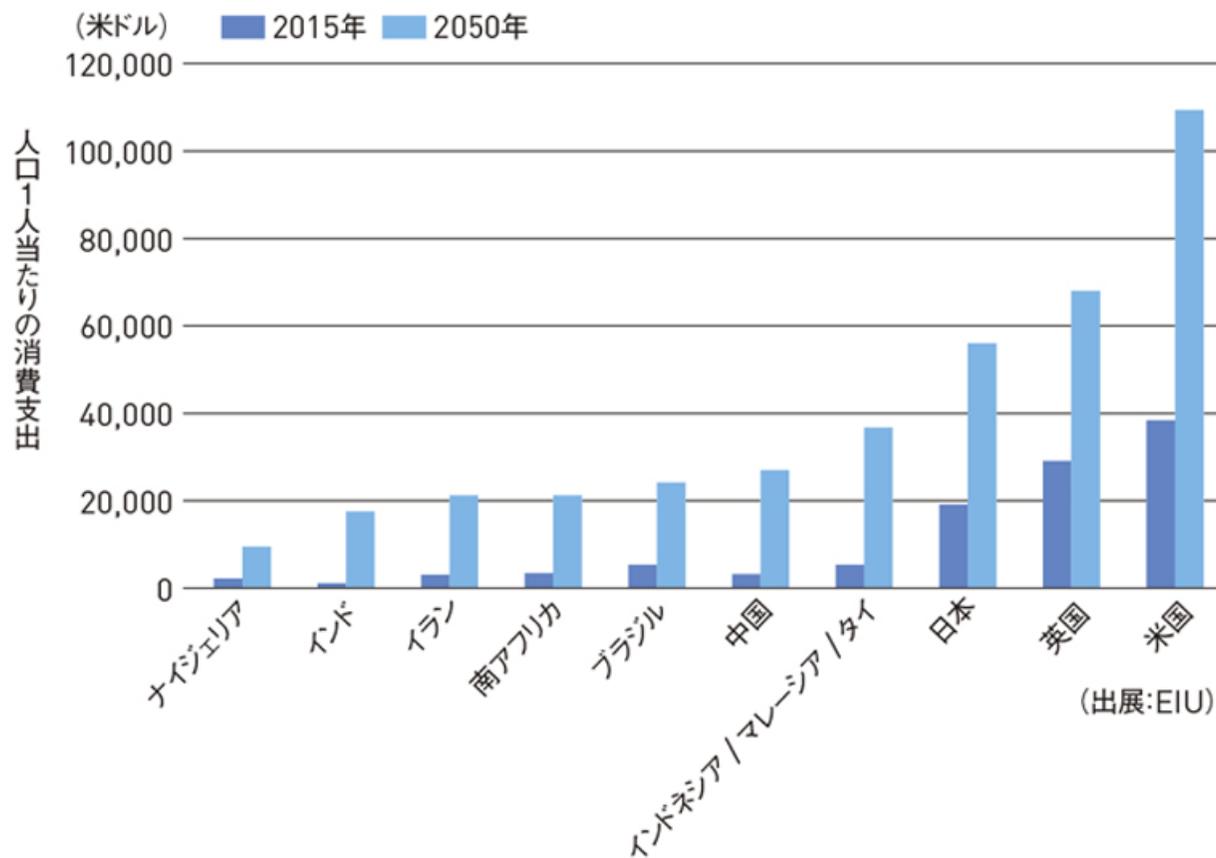
単位：億人



資料：United Nations World Urbanization Prospects <http://esa.un.org/unup/>

世界の近未来(大量消費の時代へ)

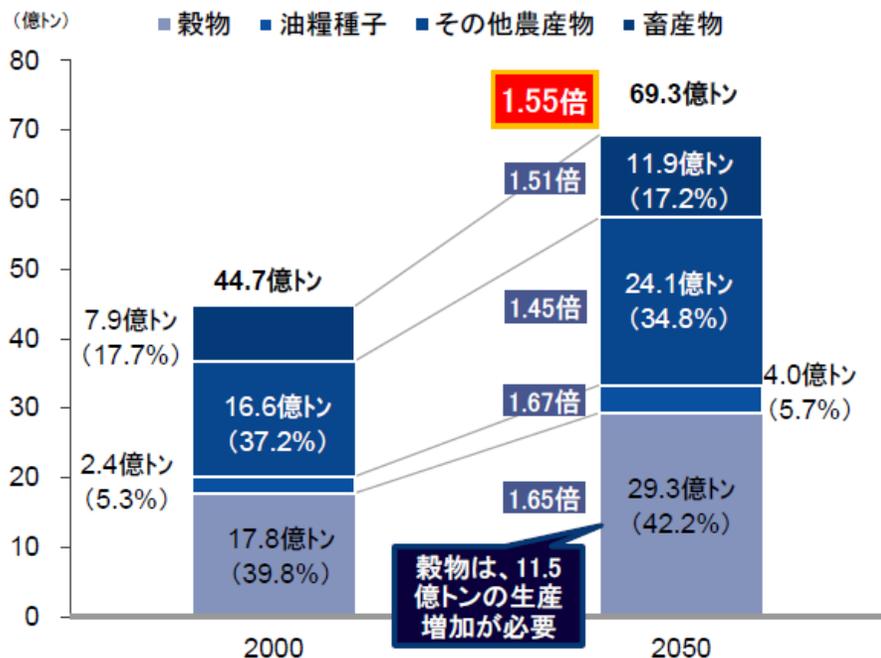
2050年における個人消費の変化



世界の近未来(食糧需給のひっ迫、エネルギー需要の上昇)

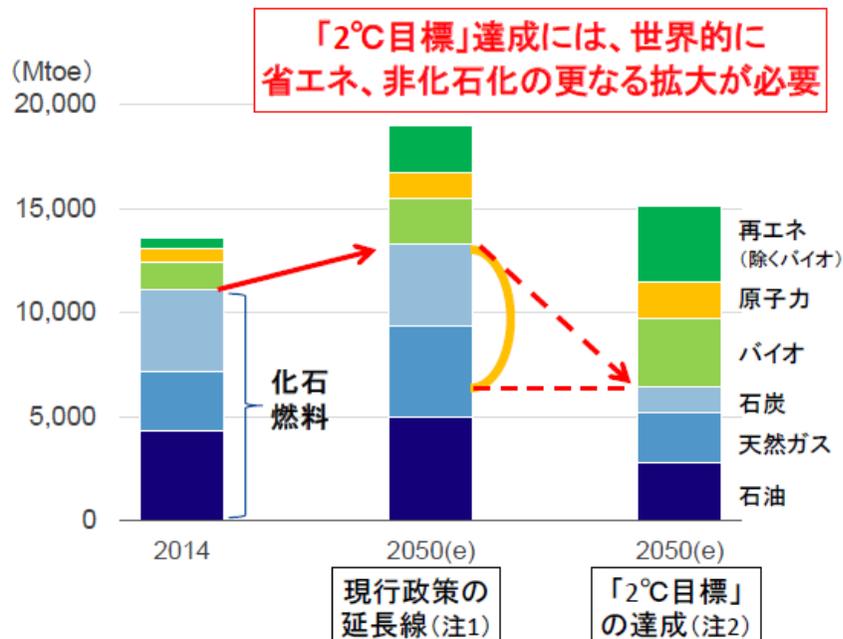
- 世界人口は100億人近傍にまで拡大。食料需給は逼迫、温室効果ガス削減への対応は待ったなし
- こうした環境変化は、省資源社会やサーキュラー・エコノミーの実現を加速させることに

2050年における世界の食料需給見通し



(出所) 農林水産省資料等よりみずほ銀行産業調査部作成

世界の一次エネルギー供給見通し(IEA)



(出所) IEA, *Energy Technology Perspectives 2017*よりみずほ銀行産業調査部作成

(注1) IEA“Reference Technology Scenario”における見通し。

(注2) 「2°C目標」とは、「地球の平均気温上昇を産業革命前から2°C未満に抑える」という国際的な目標。IEA“2°C Scenario”における見通し。

出所)みずほフィナンシャルグループ

4.TCFD（気候関連財務情報開示に関するタスクフォース）

*金融安定理事会(FSB)において、**気候変動は金融システムに対して大きなリスクであるという認識**

*金融システムの安定を担う当局間の協調の促進を実施。主要25か国・地域の中央銀行、金融監督当局、財務省、主要な基準策定主体が参加。議長は、イングランド中央銀行の総裁マーク・カーニー

2015年G20がFSBに対し気候リスクの検討を要請。

「****気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)**」を設置(2015年12月)

**TCFD: Task Force on Climate-related Financial Disclosures、マイケル・ブルーンバーグが議長。

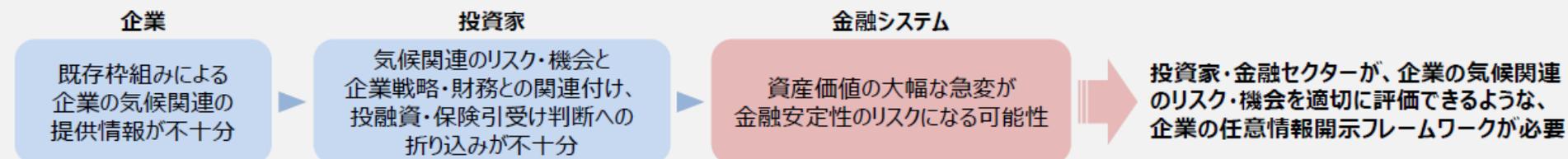
- ◆ CO2排出に関する企業情報開示に向けた**開示のための基準**の策定を提案し、最終報告書提出。
- ◆ 金融の安定を脅かす新たなリスクのうち「気候変動が金融業界に及ぼす影響」として「**移行リスク**」と「**物理的リスク**」、及び「**機会**」の**財務的影響**を把握し、開示を促す。

- Task Force on Climate-related Financial Disclosures (気候関連財務情報開示に関するタスクフォース)
- 金融安定理事会 (Financial Stability Board: FSB) が設置。
- 2017年6月に最終報告を公表。
- 気候変動には、「移行リスク」と「物理的リスク」がある。
- そのリスクが正しく価格に織り込まれず、市場にリスクが蓄積している。
- Mainstream Financial Filings (主要な財務報告) での開示を提唱。
- 気候リスクに対する戦略に関して、「シナリオ分析」をするよう提唱。

TCFD概要

- TCFDは、2017年6月に公表された最終報告書において、気候関連のリスク・機会に関する「**企業の任意情報開示フレームワーク**」を提示。企業に対して気候変動関連の情報開示を慫慂している。
- 「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」に関する重要情報を財務報告（有価証券報告書等）において開示することが推奨されている。

問題意識 | Background



推奨開示項目 | Recommendation

- 以下の内容をメインストリームの財務報告（有価証券報告書等）の中で開示

ガバナンス Governance	気候関連リスク・機会についての組織のガバナンス
戦略 Strategy	気候関連リスク・機会がもたらす事業・戦略、財務計画への実際の／潜在的影響 （2度シナリオ等に照らした分析を含む）
リスク管理 Risk Management	気候関連リスクの識別・評価・管理方法
指標と目標 Metrics & Targets	気候関連リスク・機会を評価・管理する際の指標とその目標

開示の原則 | Principles for Effective Disclosures

1	関連性のある情報 Relevant information
2	具体的で完全な情報 Specific and complete
3	明快・バランスのとれた・分かりやすい情報 Clear, balanced, and understandable
4	時系列的な一貫性 Consistent over time
5	セクター・産業・ポートフォリオ内での比較可能性 Comparable within a sector, industry, or portfolio
6	信頼性・立証可能性・客観性 Reliable, verifiable, and objective
7	適時性 On a timely basis

グローバルな機関投資家の共同声明

G7政府首脳へ要求する共同声明

- 運用資産総額26兆ドルに上る世界の機関投資家等288機関は、2018年6月4日、G7シャルルボワ・サミットに先立ち、「パリ協定目標の達成」、「低炭素移行への民間投資の加速」、「気候関連財務情報開示の強化」をG7政府首脳へ要求する共同声明を発表した¹⁰。
 - 日本からは、野村アセットマネジメント等の5機関が共同声明に参加した。
 - 米国のトランプ大統領は、2017年6月1日、パリ協定からの離脱を発表したが、カリフォルニア州職員退職年金基金（CalPERS）や、カリフォルニア州教職員退職年金基金（CalSTRS）をはじめとする米国の機関投資家は、共同声明に参加している。

気候関連財務情報開示に係る要請内容

- 「気候関連財務情報開示に関するタスクフォース（TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosure）による提言」に則した情報開示体制の整備と普及。
- 2020年までにTCFDの提言を各国で実施する。
- 金融安定理事会（FSB）のガイドラインにTCFDの提言を組み込む。
- 国際的な基準設定主体の基準にTCFDの提言を組み込む。

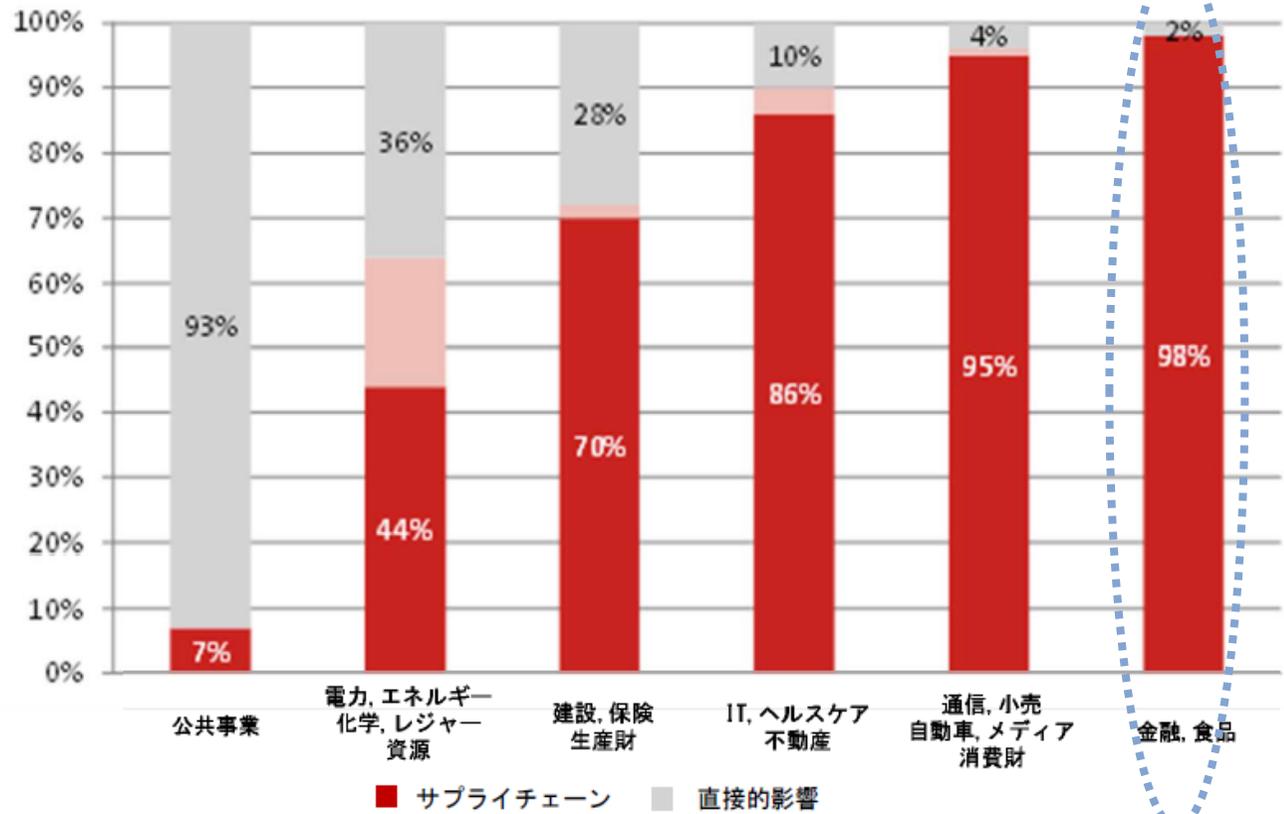
（出所）The Asia Investor Group on Climate Change (AIGCC), "2018 Global Investor Statement to Governments on Climate Change," June 2018より野村資本市場研究所作成

- 投資先の企業は、共同声明により、気候関連財務情報の積極的な開示をますます迫られることになる。自社事業に影響を及ぼす低炭素経済への移行政策を、経営課題として対策を講じ、企業の持続的成長の可能性を積極開示することで、機関投資家の支持を得る必要があるからである。

企業が抱えるサプライチェーン上の気候関連の物理的リスク

- PRIが、2017年11月28日、機関投資家向けに発行した「民間セクターにおけるサプライチェーン上のESGリスクマネジメント」では、企業は基本的にサプライチェーン上に大きなESGリスクを抱えていることを指摘している。
- ESGリスクのうち、環境リスクでは、金融と食品業界が、自社の直接的影響と比べてサプライチェーン上にあるリスクの割合が最も高く、サプライチェーン上のリスクマネジメントが一層求められている。
- 金融業界におけるサプライチェーン上のリスクとしては、システムック・リスクがある。金融システムにおいては、個々の金融機関等が、各種取引や決済ネットワークにおける資金決済を通じて相互に網の目のように結ばれているため、環境リスクに起因して一箇所で起きた支払不能等の影響が、決済システムや市場を通じて、またたく間に波及していく可能性がある。

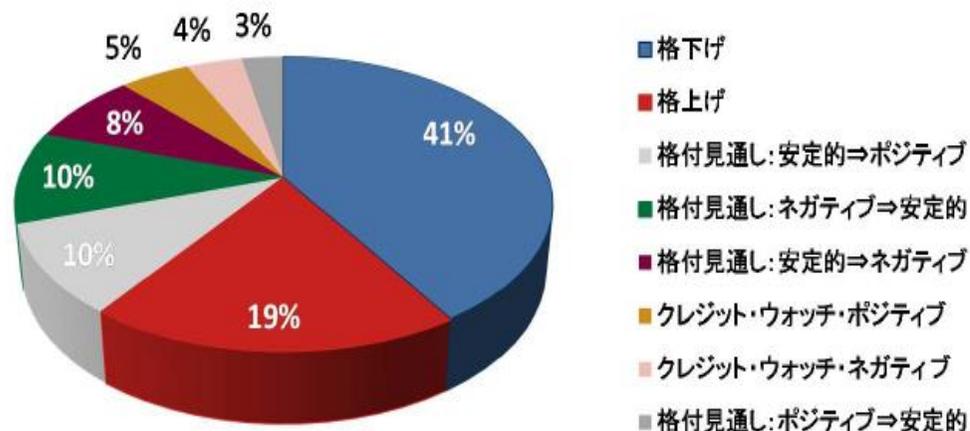
業界毎のサプライチェーンに潜む環境リスク



(出所) PRI, "Managing ESG Risk in the Supply Chains of Private Companies and Assets," November 28, 2017より野村資本市場研究所作成

TCFDに参画している信用格付会社の動向

E&Cが信用格付に与えた影響



(出所) S&P Global Ratings, "How Environmental And Climate Risks And Opportunities Factor Into Global Corporate Ratings - An Update," November 9, 2017より野村資本市場研究所作成

環境と気候変動に関わるリスク及び機会が信用格付に与える影響

- 信用格付大手のS&Pグローバル・レーティングは、2017年11月9日、「環境と気候変動に関わるリスク及び機会(E&C)が信用格付に与える影響」を公表した¹⁷。2015年7月から2017年8月までの2年間に実施したおよそ9,000件の信用格付のうち、717件に対してE&Cが重要な要因として分析され、その内106件については、E&Cが信用格付に反映された。その多くの業種は、石油、ガス、電力であった。
- E&Cが反映されたことで影響を受けた106件の信用格付の内容は、左図の通りである。全体としては、ポジティブ方向への変更が44%に対して、ネガティブ方向への変更が56%であった。



- 将来予見性が、投資適格格付でも5年未満なのに対して、気候変動は長期にわたるリスクであることから、現時点では、E&Cが信用格付に与える影響を具体的に示すことは難しいとしながらも、影響が大きくなっていくとの見通しに言及しており、TCFDの気候関連財務情報開示に関わる提言は、同社が信用格付を分析するうえで有用であるとしている。同社がTCFDの提言を信用格付に取り込もうとしていることが伺われる。

気候変動問題に向けた世界の取り組み

- 2015年12月に採択されたパリ協定により、世界196の参加国が「世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて2℃未満に抑えること」を長期目標とし、低炭素化社会の実現に向けて大きく足を踏み出した
- パリ協定の実現には運輸部門、とりわけ自動車果たすべき責務は大きく、各国が燃費規制や乗り入れ規制など、環境規制の強化に取り組んでいる

～パリ協定とは～

- 2015年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択され、2016年11月に発効した地球温暖化防止に関する国際条約。法的拘束力を有する
- すべての国が5年ごとに温室効果ガスの削減目標を提出・更新する仕組みなどを規定

主な環境規制

種類	内容
自動車排出ガス規制	・ 自動車の内燃機関から排出される一酸化炭素 (CO) ・ 窒素酸化物 (NOx) などの大気汚染物質の上限を定める
燃費 (CO2排出) 規制	・ 自動車の燃費基準の目標値を設定し、自動車メーカーに目標達成に向けて取り組ませる
地域への乗り入れ規制	・ 大気汚染防止、渋滞緩和目的による都市部への乗り入れを規制 ・ 利便性を維持したいユーザーのEV化比率が高まる
内燃機関 (エンジン) 車の販売規制	・ 世界各国でのエンジン車販売制限の動きが活発化 ・ 2030年～40年をめどにエンジン車の発売を禁止する動き

(出所/各種報道資料などを基に弊社作成)

気候変動問題に関する世界の規制動向

- 中国は、自動車産業においてゲームチェンジを図るべく、EV化の促進に向けて積極的な方針を打ち出している
- 欧州各国は、内燃機関車の販売禁止を発表するなど、環境意識の高さがうかがえる

国名	2016年までのEV・PHV普及実績	報道のあった政策・方針等			
		2010～	2020～	2030～	2040～
中国	950,497台		<ul style="list-style-type: none"> ● 2019年からNEV（ニューエネルギービークル）規制を導入 ● 2020年までにEVとPHVの年間生産能力200万台、累計普及台数500万台以上 		
アメリカ	542,938台		<ul style="list-style-type: none"> ● カリフォルニア州でZEV（ゼロエミッションビークル）規制を強化 ● 2020年までに120万台のEVを普及 		
インド	73,626台		<ul style="list-style-type: none"> ● 2020年までに30万台のEVを普及 ● 2030年までに国内自動車の30%をEVにする 		
日本	187,347台		<ul style="list-style-type: none"> ● 2020年のEV・PHVの普及台数を最大で100万台とする ● 2030年の新車販売におけるEVとPHVの割合を20～30%に引き上げ 		
ドイツ	73,626台		<ul style="list-style-type: none"> ● 2020年までに100万台のEV・PHVを普及 ● 2030年までに内燃機関車の新たな販売を禁止 		
フランス	83,225台		<ul style="list-style-type: none"> ● 2020年までに200万台のEV・PHVを普及 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2040年までに内燃機関車の新たな販売を禁止 	

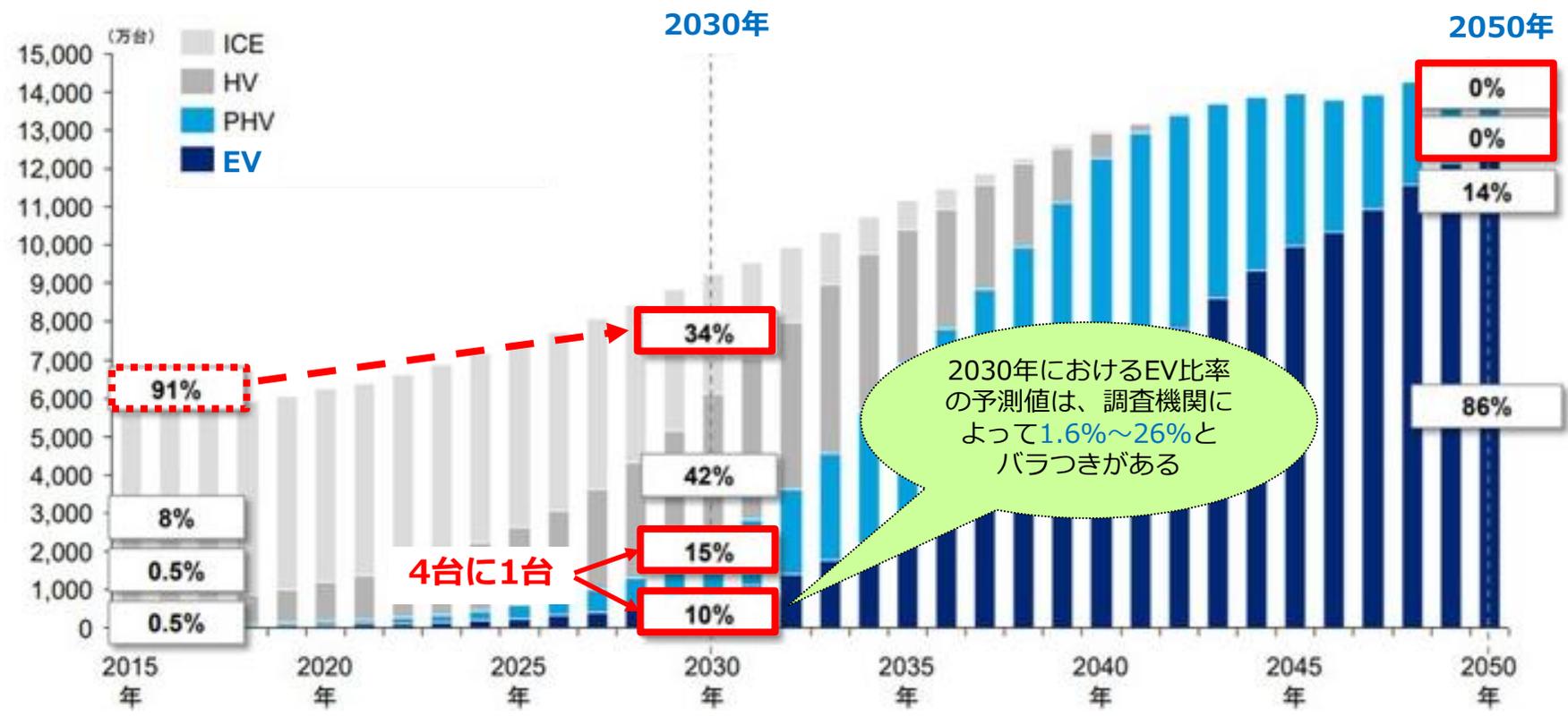
HVは対象車から除外

(出所/「2017年版車載用リチウムイオン電池市場の現状と将来展望」矢野経済研究所を基に弊社作成)

気候変動とビジネス

- デロイトトーマツは、2025年からEVが本格的に普及し始め、2030年には4台に1台、2050年には全ての車が次世代車（EV、PHV）になると試算している
- また、2015年には販売台数の91%を占めていたICEV（内燃機関車）が、2030年には34%にまで低下すると予想されている

パリ協定の実現に必要な「2050年新車CO2▲90%」を達成するために必要な新車販売台数の推移



(出所/「モビリティ革命2030」デロイトトーマツコンサルティング)

- EV化に伴い、ガソリン車に必要な部品の約4割に相当する約11,100点の部品が不要になるとの試算結果が出ている
- 一方で、EV化に伴い新たに必要となる部品の増加や、軽量化などを目的とした使用素材の変更など、新たな需要も生まれている

【電装品・電子部品】
エンジン制御装置や内燃機関に必要な点火装置であるスパークプラグなどが不要となる

【電装品・電子部品】
モーターコントロールユニットや電池（バッテリー）、インバーターなどが必要となる



【エンジン部品】
動力源が電池とモータに代わるため、エンジンと給油系部品は不要となる

【駆動・伝達および操縦部品】
エンジンに必要なトランスミッションなどが不要となる

	ガソリン車の構成比	出荷額	部品点数	EV化で不要となる部品点数
エンジン部品	23%	2.8兆円	6,900	6,900
駆動・伝達および操縦部品	19%	4.1兆円	5,700	2,100
懸架・制動部品	15%	1.0兆円	4,500	0
車体部品	15%	4.0兆円	4,500	0
電装品・電子部品	10%	2.4兆円	3,000	2,100
その他の部品	18%	2.9兆円	5,400	0
合計	100%	17.3兆円	30,000	11,100

EV化によって増加する部品は約2,100点
(経済産業省試算結果)

対して、、、

(出所/「自動車産業を巡る構造変化とそれに対応について」経済産業省、週刊ダイヤモンド、各種報道資料を基に弊社作成)

5. サプライチェーン

サプライチェーンとESG①

サプライチェーンで要求されるESG課題を達成できずに、
サプライチェーンに入り込めないリスク



CSR調達とは？

CSR調達とは、CSRを求める基準を調達先にまで拡大し、調達先の選定や調達条件の設定を行うこと。

コンプライアンスだけではなく、**環境への配慮や人権への配慮**を調達先に求め、調達先にも社会的な責任を果たすよう求めること。

⇒大企業のCSR調達の基準を満たせなければ、大企業サプライチェーンに入り込むことができず、ビジネスチャンスの喪失に繋がってしまう。

○ナイキの事例（1997年）

ナイキが自社で商品のデザインを行い、その生産を委託していたインドネシアやベトナムなどの東南アジアの工場で、児童労働や強制労働、低賃金労働など、劣悪な労働環境が相次いで発覚した。ナイキは当初、「契約工場であり自社の問題ではない」としていたが、インターネット上での批判が相次いだ。



結果として、多くのNGOが立ち上がり、ナイキの社会的責任について批判し、製品の不買運動が起こった。その結果、ナイキの売り上げは激減、経済的に大きな打撃を被った。

○ネスレの事例（2010年）

スイスの世界最大の食品・飲料会社ネスレは、主力商品である「キットカット」などのチョコレート製品の原料として使用されているパームオイルについて、その調達先が熱帯雨林を違法伐採し、プランテーションの開発していたという実態が報告された。



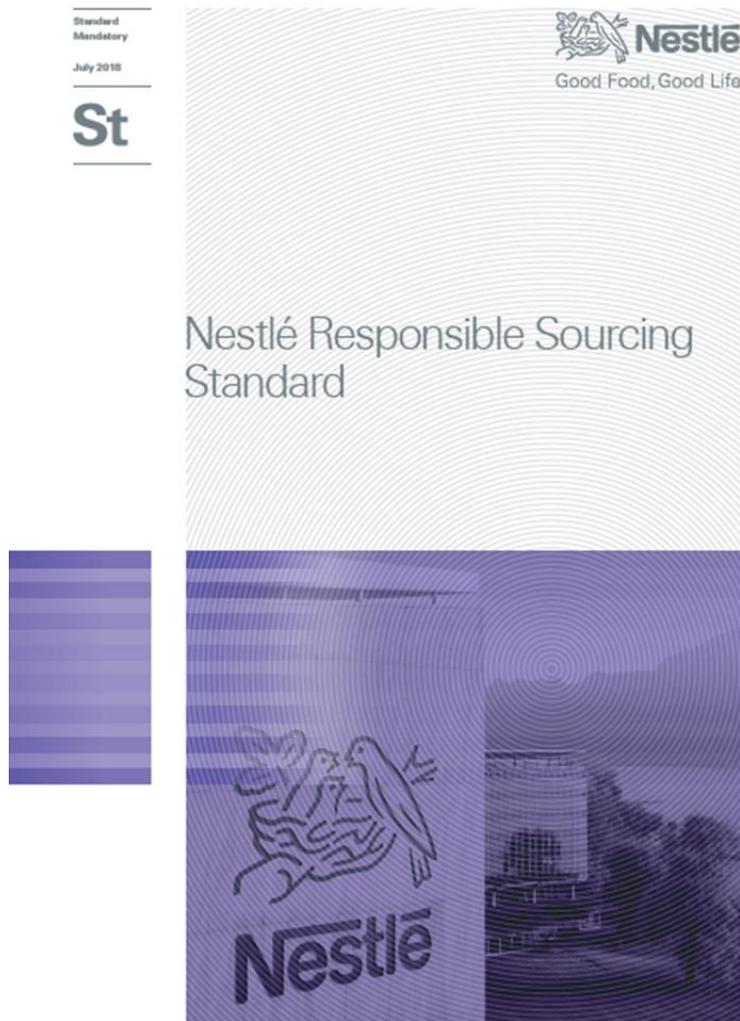
上記報告により、NGOによって、「オランウータンの生息地が危機的状況に晒されている」という内容のキャンペーンビデオが作成され、全世界で再生されることとなった。その結果、ネスレには世界中から30万件を超えるクレームが集まった。

○appleの事例（2010年）

フォックスコンはiPhoneを製造するEMS（電子機器受託製造サービス）世界最大手、鴻海精密工業の中国製造子会社。2010年にわずか5か月の間に、フォックスコン最大のiPhone製造拠点だった広東省深センの2つの工場に在籍する12人の社員が自殺するという事態が起こり、連日15時間に及ぶ過酷な労働環境や異常な低賃金を取り沙汰された。



上記の労働問題はアメリカ国内でも、議論・批判の的となり、apple製品の不買運動等が検討された。



・ネスレは、持続的な調達を目的とし、コンプライアンスや労働、人権などの具体的基準を調達先に求める、**Responsible Sourcing Guideline（責任調達ガイドライン）**を制定しており、全世界のサプライヤーに適用している。

・世界規模でサプライヤーに対し、ガイドラインの基準に準じた監査を行い、基準を満たさないサプライヤーに対しては、共同で改善策を講じ、それでも改善がみられないサプライヤーに対しては、ネスレへの商品供給が停止されることとなっている。

・2014年には、動物保護に取り組む国際NGOのWorld Animal Protectionとのパートナーシップ合意に署名し、サプライヤーに対して、アニマルウェルフェア（動物福祉）への厳しい基準を満たすことを要求するなど、グローバルサプライチェーンへの取り組みに対して、漸次的な改善を図っている。

<http://www.nestle.com/asset-library/Documents/Library/Documents/Suppliers/nestle-responsible-sourcing-standard-english.pdf>

○Appleのサプライヤー責任



人に力を与え、地球を保護する サプライチェーン。

私たちは、Appleのサプライチェーンにおける人権、環境保護、責任あるビジネス慣行に関して、自社とサプライヤーを最高水準に保っています。パートナーとともに、一般的な業界の慣行をはるかに超えて、サプライヤーの従業員の生活を改善すると同時に、次世代のために地球の資源を保護しています。さらに私たちは、Appleのビジョン、プロセス、成果を公表しています。透明性によってこそ、私たちが自身と世の中に対する説明責任が果たされ、他社が私たちの経験を学ばなければならぬことを保証しています。

強制労働を撲滅するために、 さらに力を注いでいきます。

強制労働は、借金やその他の債務、時には仕事を得るために事前に徴収された手数料の返済と引き換えに労働を強いられた場合に発生します。2008年、私たちはこうした強制労働をAppleのサプライヤー行動規範に対する重大な違反とみなし、許容される手数料を1か月分の賃金までに制限しました。2015年には、この問題に一段と深く踏み込み、さらに進んだ改善策も打ち出しました。採用機会のための手数料をサプライヤーの従業員に請求することを、その手数料がサプライヤーが操業する国の法定限度額内であっても一切禁止するように義務付けたのです。強制労働が発覚した場合、サプライヤーは斡旋手数料の全額を被害を受けたすべての従業員に払い戻す必要があります。Appleは従業員とサプライヤーが安心して懸念点を伝え合えるルートを確保しており、この悪習を撲滅するための取り組みにおいて、あらゆる業界でリーダーとして認められ続けています。

原材料が責任ある方法で 調達されていることを、 深く掘り下げて確認しています。

私たちは、製品に使用される鉱物を責任ある方法で調達する世界的なリーダー企業として認められていることを誇りに思っています。2010年には、スズ、タンタル、タングステン、金(3TG)について製造から製錬所のレベルに至るまでのサプライチェーンを初回明らかにした企業になりました。Appleは、サプライチェーンの製錬所のリストを公表した初の企業でもあります。2014年にバルトのサプライチェーンマッピングを開始し、2016年に完了しました。2017年には、Appleのサプライチェーン内で確認されている3TGとコバルトの製錬所の100パーセントが、2年連続で三者による査定プログラムに参加しました。そうすることで、Appleの製品に使用される鉱物が、経済協力開発機構(OEC)やその他の国際的に認められた人権に関する法律文書に設定された基準に従って、責任ある方法で調達されていることを確認しています。私たちの取り組みは、法律で求められる基準をはるかに超えて、紛争、人権、その他のリスクを考慮しています。

さらに多くの施設を査定すると、 優れた結果を出す施設が さらに多くなります。

Appleが査定するサプライチェーンのパートナーは毎年増え続けています。2017年に私たちは30か国で756か所のサプライヤー施設を評価しました。各施設は、業界で最も厳格な一連の基準によって、ロー、ミディアム、ハイのパフォーマンスにランク付けされます。ローパフォーマーとは密接に協力し合い、早急に能力を向上させられるように取り組みますが、サプライヤーが私たちの基準を遵守しようとしなかったり、または遵守できない場合は、私たちのサプライチェーンから除外します。Appleとパートナーが一緒に取り組んだ結果、ローパフォーマーの数が71パーセント減少し、ハイパフォーマーの数は35パーセント増加しました。

廃棄物ゼロの目標に向けて、 取り組みを続けていきます。

廃棄物を減らすことは、従来の製造プロセスを見直すことを意味します。その一つの方法として、私たちはサプライヤーが未加工の原料を使うことを避け、再利用やリサイクルされた素材を使用できるようにサポートしています。事実、私たちの製造業者の一つでは、iPhoneのスクリーンを製造時に保護するフィルムの一部をリサイクルできる、革新的なプロセスを導入しています。これまでこの素材は埋め立て処理をされていましたが、今では製造プロセスの後半で製品を輸送するトレイを作るためにリサイクルされています。この結果、廃棄物、輸送費、Appleのカーボンフットプリントが削減され、毎年約200トンの廃棄物が埋め立て処理をされずに転用されます。

出所)Apple社、HPより

大企業のサプライチェーンへの取り組み/Apple②

■ Appleのサプライチェーンに入る場合、以下の項目に対する対応を要求され、監査を受けなければならない

Supplier Responsibility Standards

Anti-Discrimination	3
Anti-Harassment and Abuse	6
Prevention of Involuntary Labor	9
Third-Party Employment Agencies	12
Foreign Contract Worker Protections	15
Prevention of Underage Labor	19
Juvenile Worker Protections	22
Student Worker Protections	25
Working Hours Management	29
Wages, Benefits, and Contracts	32
Freedom of Association and Collective Bargaining	37
Grievance System	40
Occupational Health and Safety Management	43
Emergency Preparedness and Response	52
Incident Management	56
Dormitories and Dining	59
Combustible Dust Hazard Management	63
Hazardous Waste Management	76
Wastewater Management	80
Stormwater Management	85
Air Emissions Management	89
Boundary Noise Management	96
Resource Consumption Management	98
Management Systems	100
Responsible Sourcing of Materials	103

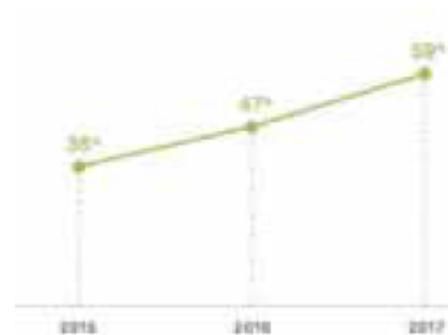
被差別
反ハラスメント・虐待
強制労働
外部採用エージェント
移民労働者保護
若年労働者保護
学生労働者保護
労働時間管理
賃金・報酬・労働契約
結社の自由・団体交渉
救済措置
労働安全・衛生
労災管理
寮・食事
可燃性ほこり災害管理
有害廃棄物管理
豪雨管理
大気排出物管理
騒音管理
マネジメントシステム
責任ある資源調達

2017年度監査実施

実施国数：30

実施サプライヤー数：756

高評価サプライヤー率



出所)第2回運用・証券・投資銀行業務ワーキンググループ 環境省共催意見交換会より夫馬氏資料

RBA（旧EICC）とは？

大手電子機器・IT、玩具および自動車企業を中心とする約110社（2018年1月時点）によって構成されるという業界団体。

サプライチェーンにおいて、労働環境が安全であること、そして労働者に対する敬意と尊厳を持って処遇すること、さらに環境への責任とともに、業務を倫理的に行うための基準であり、RBAメンバー企業およびそのサプライチェーン上の組織に対して監査を実施している。

⇒RBAメンバー企業のサプライチェーンに入り込むためには、RBA行動規範への準拠が求められる。

大企業のサプライチェーンへの取り組み/RBA（責任ある企業同盟）

○RBAの主なメンバー企業とRBA行動規範



バージョン 6.0 (2018 年)

アップル、GE、HP、IBM、インテル、シスコ、マイクロソフト、オラクル、デル、モトローラ、フィリップス、ゼロックス、フォックスコン、ウォルマート、アマゾン、フォード、テスラ、ボーズ、サムスン電子、LG電子、TSMC、エイサー、ファーウェイ、レノボ、ソニー、東芝、富士通、コニカミノルタ、ニコン、東京エレクトロン、千住金属工業他

RESPONSIBLE BUSINESS ALLIANCE CODE OF CONDUCT

雇用の自由選択
若年労働者
労働時間
賃金および福利厚生
人道的待遇
差別の排除
結社の自由
職務上の安全
緊急時の備え
労災及び疾病
産業衛生
機械の安全対策
衛生設備、食事、住居
安全衛生社内対話

環境許可と報告
汚染防止と資源削減
有害物質
固形廃棄物
大気への排出
材料の制限
水の管理
エネルギー消費・GHG排出

ビジネスインテグリティ
不適切な利益の排除
情報の開示
知的財産
公正なビジネス、広告、競争
身元の保護と報復の排除
責任ある鉱物調達
プライバシー
マネジメントシステム

出所)第2回運用・証券・投資銀行業務ワーキンググループ 環境省共催意見交換会より夫馬氏資料

東京オリンピック・パラリンピックにおいても、持続可能性に配慮した調達コードが定められている。

持続可能性に配慮した調達コード

持続可能性に配慮した調達コード 基本原則

本基本原則は、経済合理性のみならず、公平・公正性等に配慮して、大会開催のために真に必要な物品やサービスを調達していくと共に、持続可能性を十分に考慮した調達を行うためのもので、具体的な持続可能性に配慮した調達コードを検討していくための原則を示すものです。

詳細については、以下をご覧ください。

↓ [持続可能性に配慮した調達コード 基本原則 \(PDF: 210.4 KB\)](#)

持続可能性に配慮した調達コード

本調達コードは、大会の準備・運営段階の調達プロセスにおいて、経済合理性のみならず持続可能性にも配慮した調達を行うために策定したもので、調達する物品やサービスに共通して適用する基準や運用方法で構成しています。また、調達コードの一部として、木材、農産物、畜産物、水産物、紙、パーム油の個別基準を策定しています。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、本調達コードに基づく調達に取り組むことで、東京2020大会の持続可能性に配慮した準備・運営に資するとともに、SDGs（持続可能な開発目標）が掲げる持続可能な消費・生産の形態が確保された社会の実現に向けて、本調達コードと同様の取組が拡大し、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけを行います。

↓ [持続可能性に配慮した調達コード \(第2版\) \(PDF: 1.1 MB\)](#)

↓ [持続可能性に配慮した木材の調達基準 \(PDF: 128.4 KB\)](#)

↓ [持続可能性に配慮した農産物の調達基準 \(PDF: 122.4 KB\)](#)

↓ [持続可能性に配慮した畜産物の調達基準 \(PDF: 140.7 KB\)](#)

↓ [持続可能性に配慮した水産物の調達基準 \(PDF: 151.6 KB\)](#)

↓ [持続可能性に配慮した紙の調達基準 \(PDF: 165.6 KB\)](#)

↓ [持続可能性に配慮したパーム油を推進するための調達基準 \(PDF: 171.8 KB\)](#)

▶ [東京2020組織委員会が認める認証スキーム \(持続可能性に配慮した農・畜・水産物の調達基準関係\)](#)

▶ [調達コードに関してよくあるご質問](#)

※過去に策定した「持続可能性に配慮した調達コード」については、以下をご覧ください。

↓ [持続可能性に配慮した調達コード \(第1版\) \(平成29年3月24日策定\) \(PDF\) \(PDF: 1.0 MB\)](#)

▶ [持続可能性に配慮した木材の調達基準 \(平成28年6月13日策定\) \(PDF\)](#)



東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

持続可能性に配慮した調達コード

基本原則

2016年1月

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

1. 位置づけ

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。）は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）の準備・運営段階の調達プロセスにおいて、法令遵守はもちろんのこと、地球温暖化や資源の枯渇、生物多様性の損失などの環境問題、人権・労働問題、不正な取引等の問題へのインパクトを考慮に入れることにより、社会的責任を果たしていくことが重要であると考えます。

そのため、組織委員会は経済合理性のみならず、公平・公正性等に配慮して、大会開催のために真に必要な物品やサービスを調達していくと共に、持続可能性を十分に考慮した調達を行うために、「持続可能性に配慮した調達コード（以下、「調達コード」という。）」を策定する。この「持続可能性に配慮した調達コード 基本原則」（以下、「基本原則」という。）は、今後、具体的な調達コードを検討していくための原則を示したものである。

2. 対象範囲

(1) 組織委員会が調達する全ての物品・サービス^{※1}及びライセンス製品^{※2}（以下、「物品・サービス等」という。）を対象とする。

組織委員会は、これに伴うサプライヤー^{※3}及びライセンシー^{※4}に対し、調達コードが遵守された物品・サービス等の提供を求める。

また、組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーに対し、それらのサプライチェーンが調達コードを遵守するよう求める。

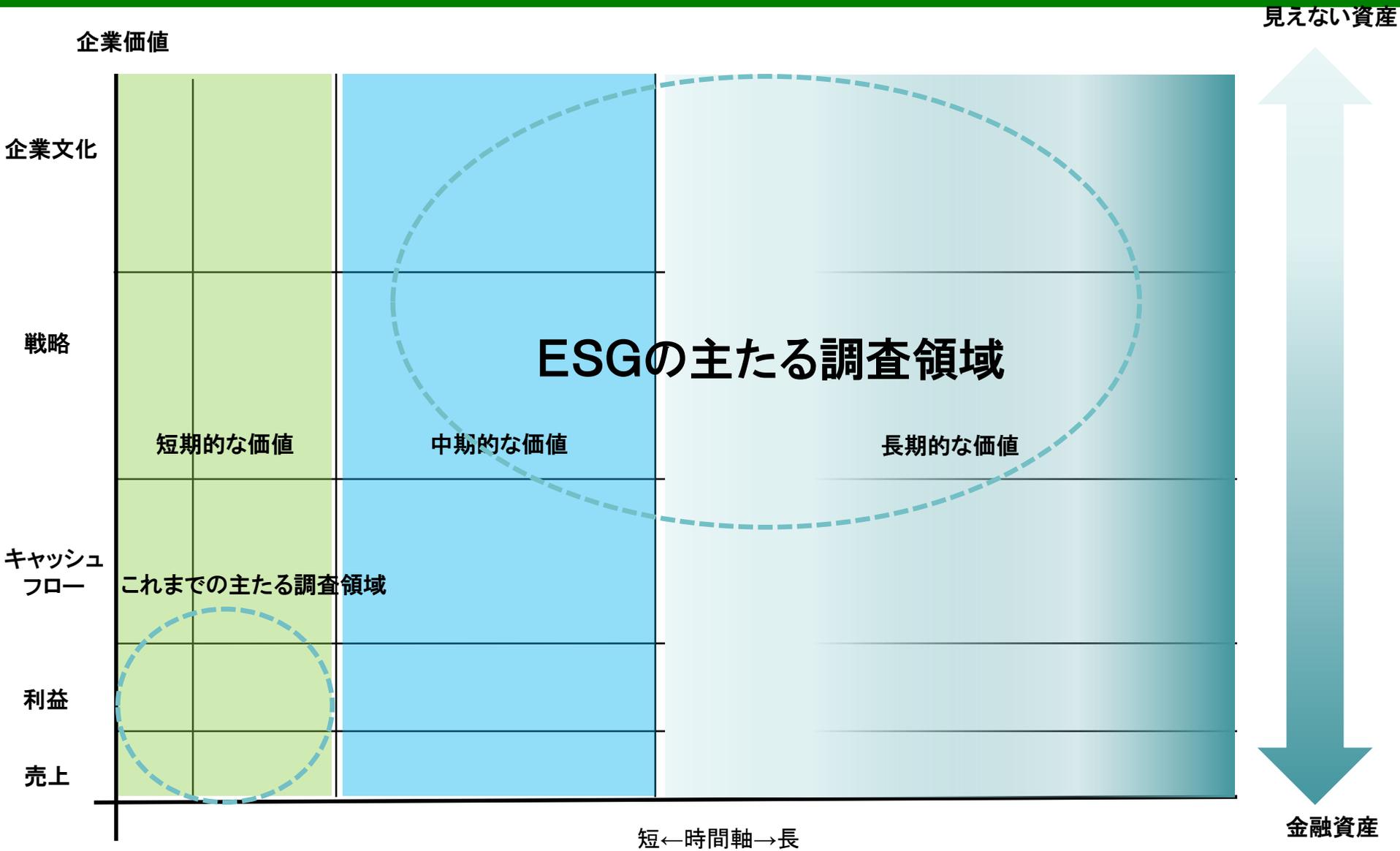
※1: 物品・サービス…工事、建築資材・副資材、設備・備品・消耗品、各種サービス等
※2: ライセンス製品…組織委員会との協定に従い、ライセンシーによって製造される物品
※3: サプライヤー…組織委員会が契約する物品・サービスの提供事業者
※4: ライセンシー…大会エンブレム等を用いた公式グッズを製造する事業者

(2) 組織委員会は、東京都及び政府機関等に対して、本大会関係で調達する物品・サービス等において、調達コードを尊重するよう働きかける。

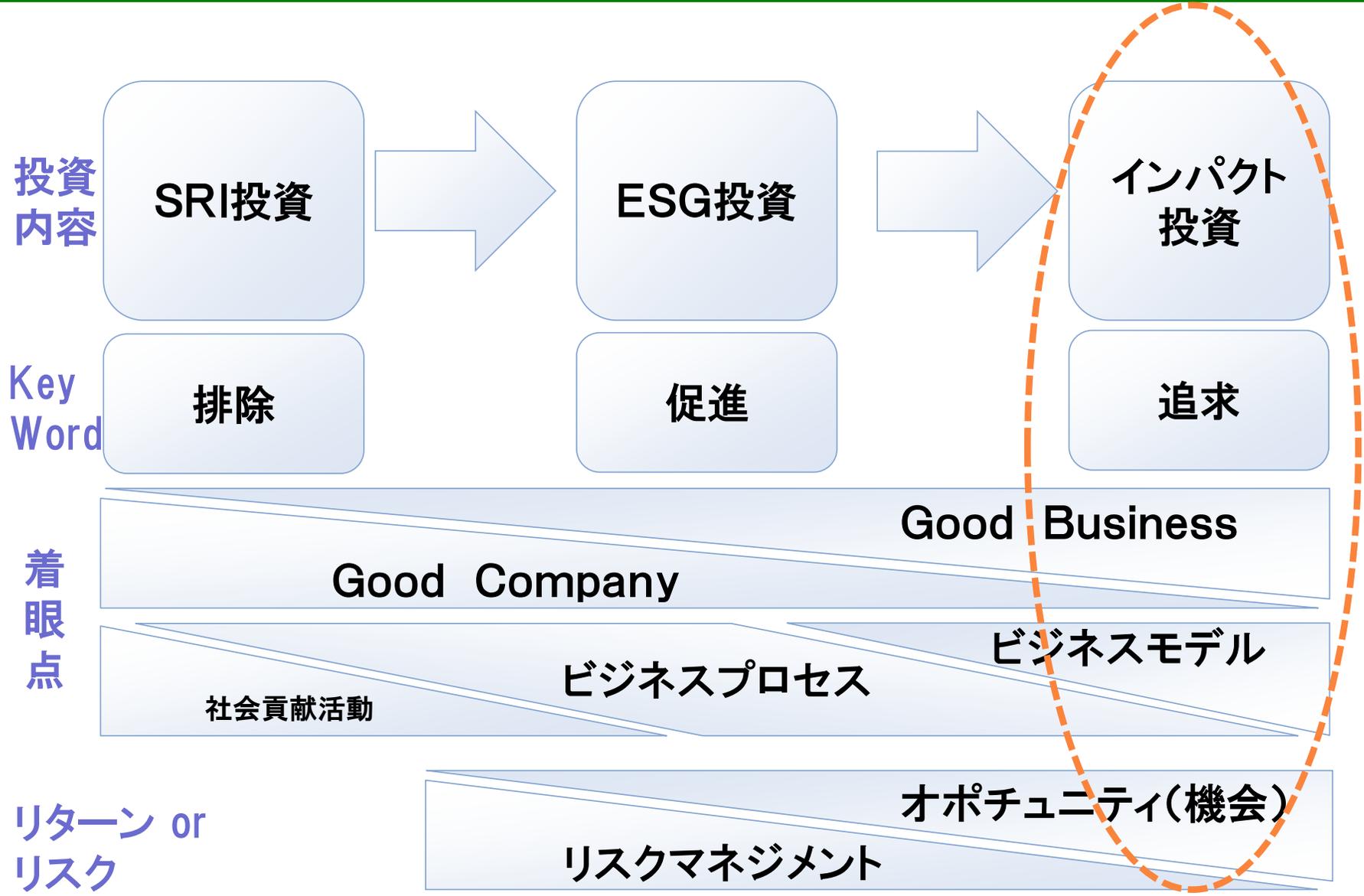
- (1) どのように供給されているのか重視する
- (2) どこから採り、何を使って作られているかを重視する
- (3) サプライチェーンへの働きかけを重視する
- (4) 資源の有効活用を重視する

6. 機関投資家からの評価

ESGの領域



ESG投資の過去・現在・未来



ESGとビジネス/企業の取組みパターン

社会課題をマーケットニーズとして認識し、経営戦略に織り込む手法 (アウトサイドイン)

パターン①



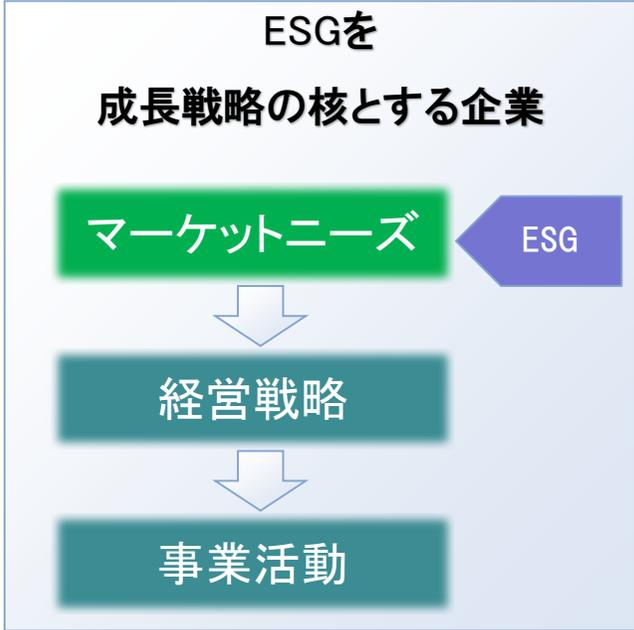
既存の経営戦略に基づく事業活動をモニタリングする指標としてKPIを設定し、実績を開示するパターン(ESGは企業の戦略的な舵取りには用いられない)

パターン②



既存の経営戦略をEnhanceするようなSDGs要因を特定し、連動させるパターン(SDGsは企業の戦略的な舵取りに用いられる)

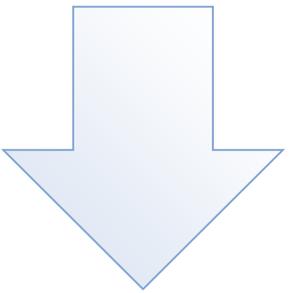
パターン③



中長期的な視点で解決が必要な社会課題(ESGで特定されているような貧困、衛生課題等)をマーケット・ニーズとして認識し、経営戦略に織り込むパターン

配当割引モデル(DDM)/定率成長モデル

$$\text{株価}(P) = \frac{\text{配当金}(D)}{\text{割引率}(r) - \text{成長率}(g)}$$



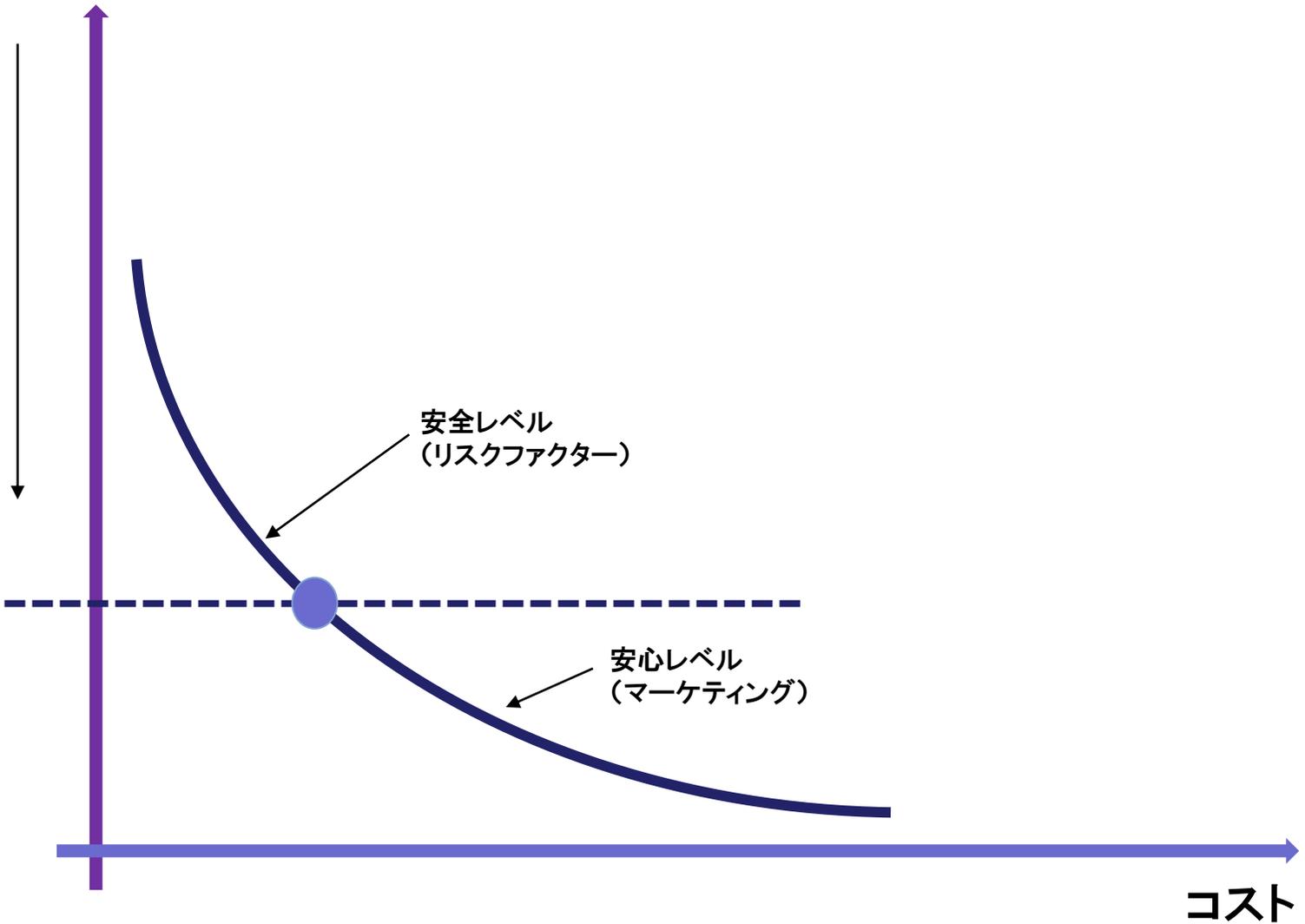
株価(企業価値)を引き上げるためには
割引率(r) ↓ or/and 成長率(g) ↑ or/and 配当金(D) ↑

長期的視点からは
割引率=リスクマネジメント力で引き下げるか
成長率=オポチュニティ(機会)を引き上げるか

ただし、
割引率(r)と成長率(g)はトレードオフになることが多い。
(例、リスクマネジメント力強化が成長率を引き下げてしまう等)

ESG課題と企業価値/割引率

割引率(r)

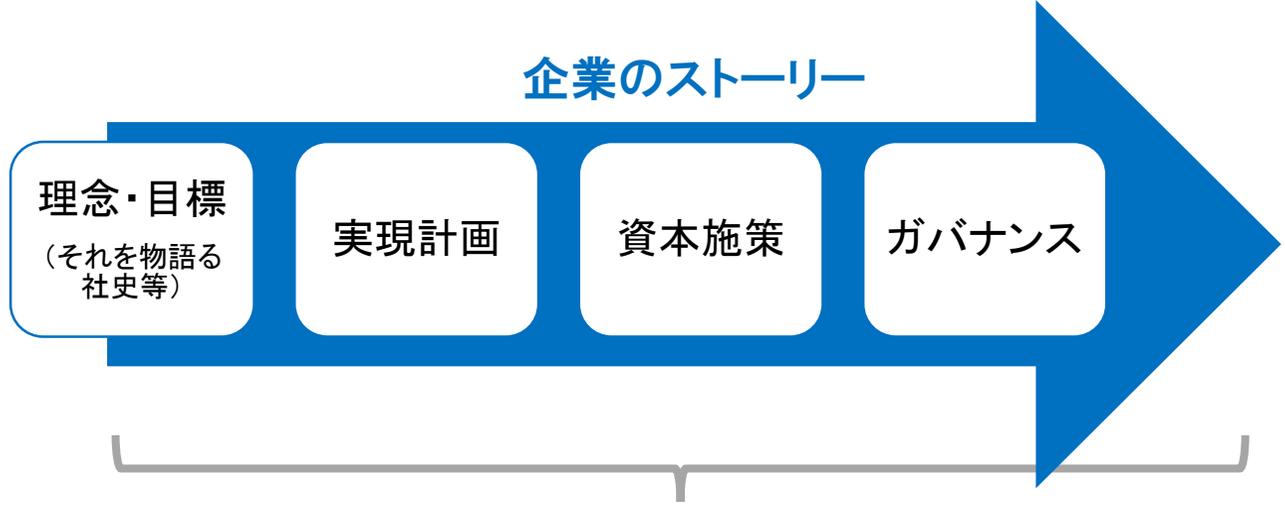


企業を「深く理解」する

- ・単に「詳細な情報を知ること」ではない

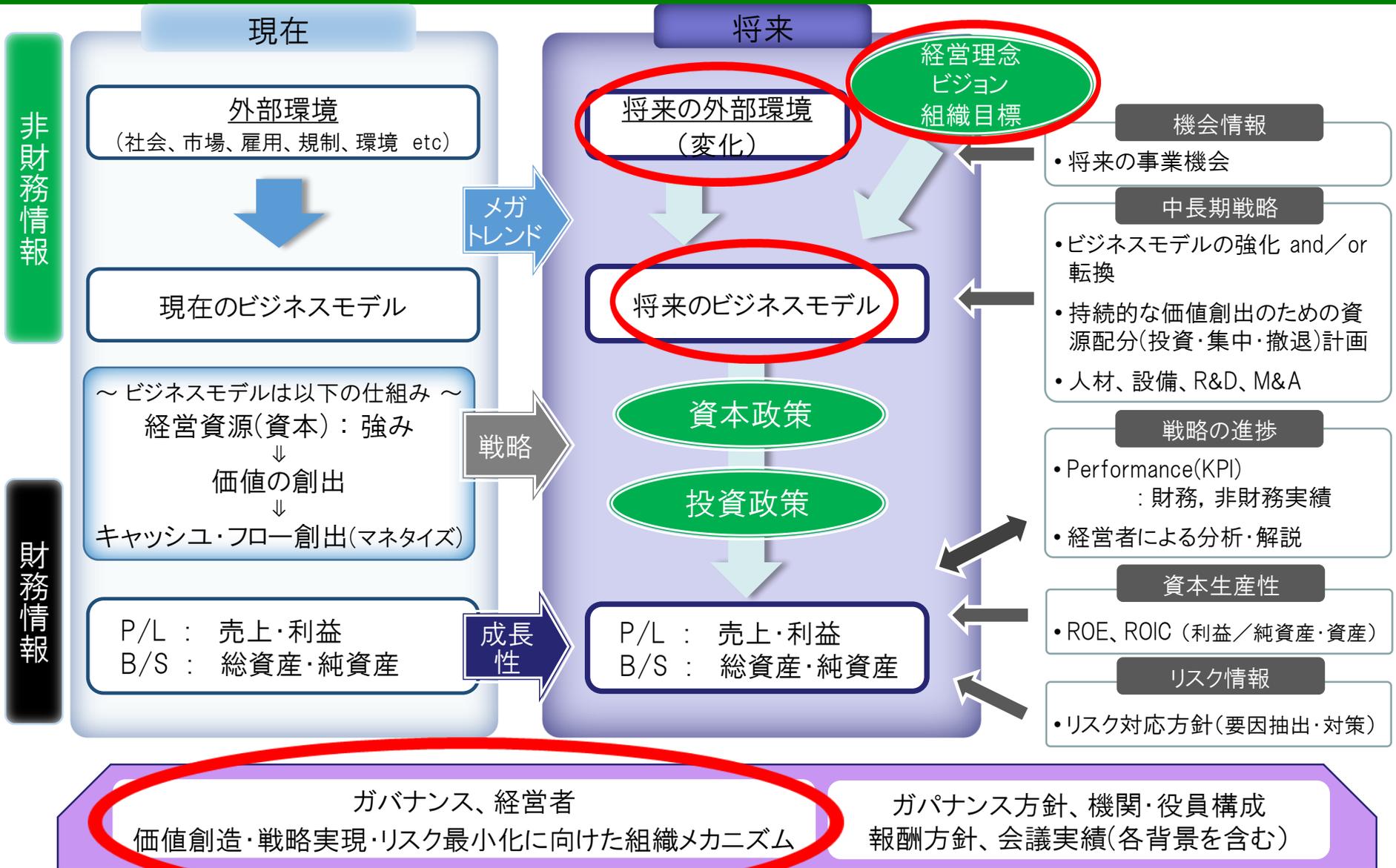
- アニュアルレポートや統合レポートは、企業の「メッセージ」を伝えるもの
 - …… 「メッセージ」=経営者のパッションや志。
 - 中長期的投資のためには、企業が目指すものを理解することが不可欠
- 「市場」ではなく「企業」を見る
 - …… 「真の経済活動」はFace to Faceの世界で起きている

「深い理解」 = 企業の「メッセージ」を「ストーリー」として読み解くこと



企業の「メッセージ」=パッション・志

長期投資における対話領域



<ご参考>ご質問例

○マテリアリティにつきまして

目指す将来像や理念、マテリアリティをどのような形で具体的な計画や課題に落とし込んで行くか、次のような質問も念頭に置きながらお教え下さい。

- 貴社のマテリアリティ(気候変動、人権、安全衛生、多様性、サプライヤー、腐敗防止等)についてどのような考え方をもっているか(御社ビジネスモデルとの関連でご教示ください)
- マテリアリティKPI設定の背景、そして、そのKPIの達成についてどのような仕組み・手続きが講じられているか
- 想定する貴社の将来像、経営理念や長期ビジョン、マテリアリティなどは経営計画(中期計画など)や(対外公表された)経営戦略等にどのような形で反映されているか。課題認識と具体的戦略の骨子はどのようなものか。

○ビジネスモデル

目指すべき貴社の将来像はどのようなものでしょうか。経営理念やビジョン、そして想定する経営の時間軸について、次のような質問も念頭に置きながらお教え下さい。

- 貴社は 10 年後にどのような姿になりたいと考えるか。(将来のビジネスモデルをお教えください)
- 競争優位性について貴社の置かれた位置をどのように捉えているか。
- 経営の時間軸(例えば事業のライフサイクル、製品・サービスの需要サイクル、投資回収期間)をどのように捉えているか。
- 経営計画等における財務係数や経営管理指標(KPI)の目標値はどのような考え方にもとづいて決定されたか。そして実際にどのように現場への浸透を図っているか。
- 経営戦略、事業計画の妥当性を評価する基準は何か。評価を経営の次のステップにつなげる仕組みはどのようなものか。
- 競争力・収益力の悪化の兆しを的確に読み取り適切に手立てを講じる体制、プロセスはどのように担保されているか。
- 業績が悪化したとき、あるいは大きな経営問題が発生したときに、経営責任を明確にする規律、プロセスが経営の中にどのような形で担保されているか

<ご参考>ご質問例

○コーポレートガバナンス

持続的な価値創造を目指す経営は自律と他律の適切なバランスの上に成り立つものと考えます。そうしたバランスを実現する場として経営統治機構をとらえたとき、経営と執行(マネジメント・ボード)、監督と執行(モニタリング・ボード)、助言と執行(アドバイザリー・ボード)という機構形態の分類が有効かと思えます。次のような質問も念頭に置きながら貴社のお考えをお伝え下さい。

- 事業の特質との関連で経営と執行、監督と執行あるいは助言と執行の分離についてどのような考え方を持っているか。
- 取締役会の役割に関する考え方にもとづいて社外取締役にどのような役割(経営、監督、助言)を求めるか。あるいは、どのような役割は期待すべきでないか。その他、どのような要因を考慮すべきか
- 経営統治機構を担う者として取締役・監査役が自覚と見識をさらに高めていくために、どのような教育・研修が行われているか。
- 評価と役員報酬(業績連動部分の割合、株式報酬の有無)についてどのように考えているか。社外取締役に業績連動報酬、あるいは株式報酬は適切か。
- 役員報酬の決定に関して利益相反(お手盛り)を排除するために、どのような仕組み・手続きが講じられているか

○投資家に期待すること

企業と投資家の建設的なコミュニケーションが以前にも増して重要となっていますが、これに関し最後にお伺いします。

投資家との対話をさらに促進するために克服すべき課題として、どのような事柄を意識されているでしょうか。

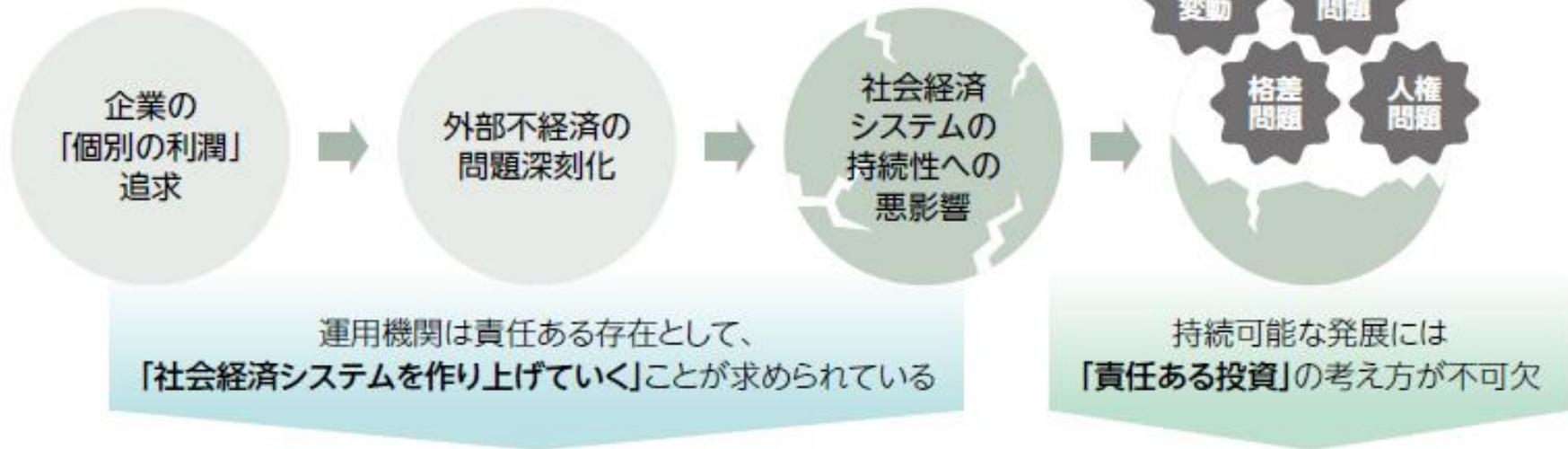
また投資家に対して何を期待するでしょうか。

7. りそなの取組

社会・経済環境の変化と私たちの役割

私たちは2013年よりユニバーサルオーナーシップの概念を取り入れ、責任投資活動を進めています。外部不経済性に注目し、企業にESG課題の解決に向けた対応を促すとともに持続可能な企業価値の向上を支援しています。

■ 企業を取り巻く社会・経済環境の変化



■ リソナの運用部門としての役割

① 持続可能な社会に対する責任を認識し、社会全体のESG課題の解決に向けたエンゲージメントを実践する

② 長期投資家としてユニバーサルオーナーシップを支援し、責任ある投資家としての役割を果たす

責任投資にかかる基本方針の策定

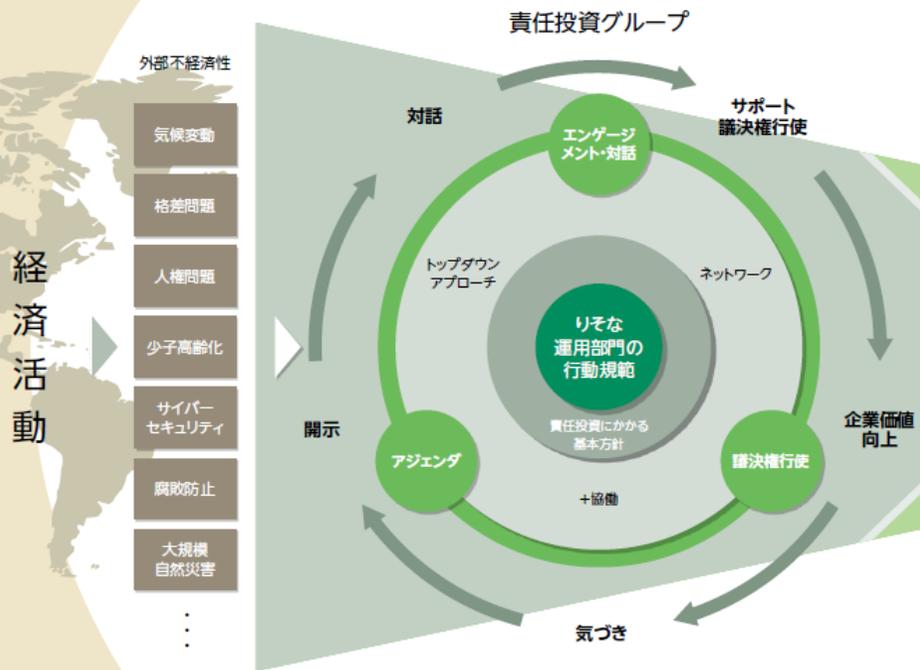
私たちが目指すもの

パッシブ運用における責任投資・スチュワードシップ活動の実践



Stewardship activities in passive management

Future Taker



企業価値の向上と受益者の中長期的なリターンを拡大を図る

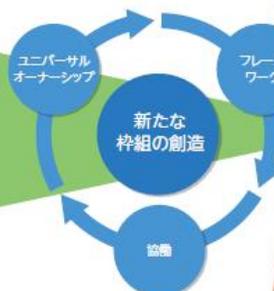
Future Taker : 持続可能な社会に対する責任を認識し、社会全体のESG課題の解決に向けたエンゲージメントを実践する

Future Maker : 長期投資家としてユニバーサルオーナーシップを支援し、責任ある投資家としての役割を果たす

Future Maker



中長期的
リターン向上

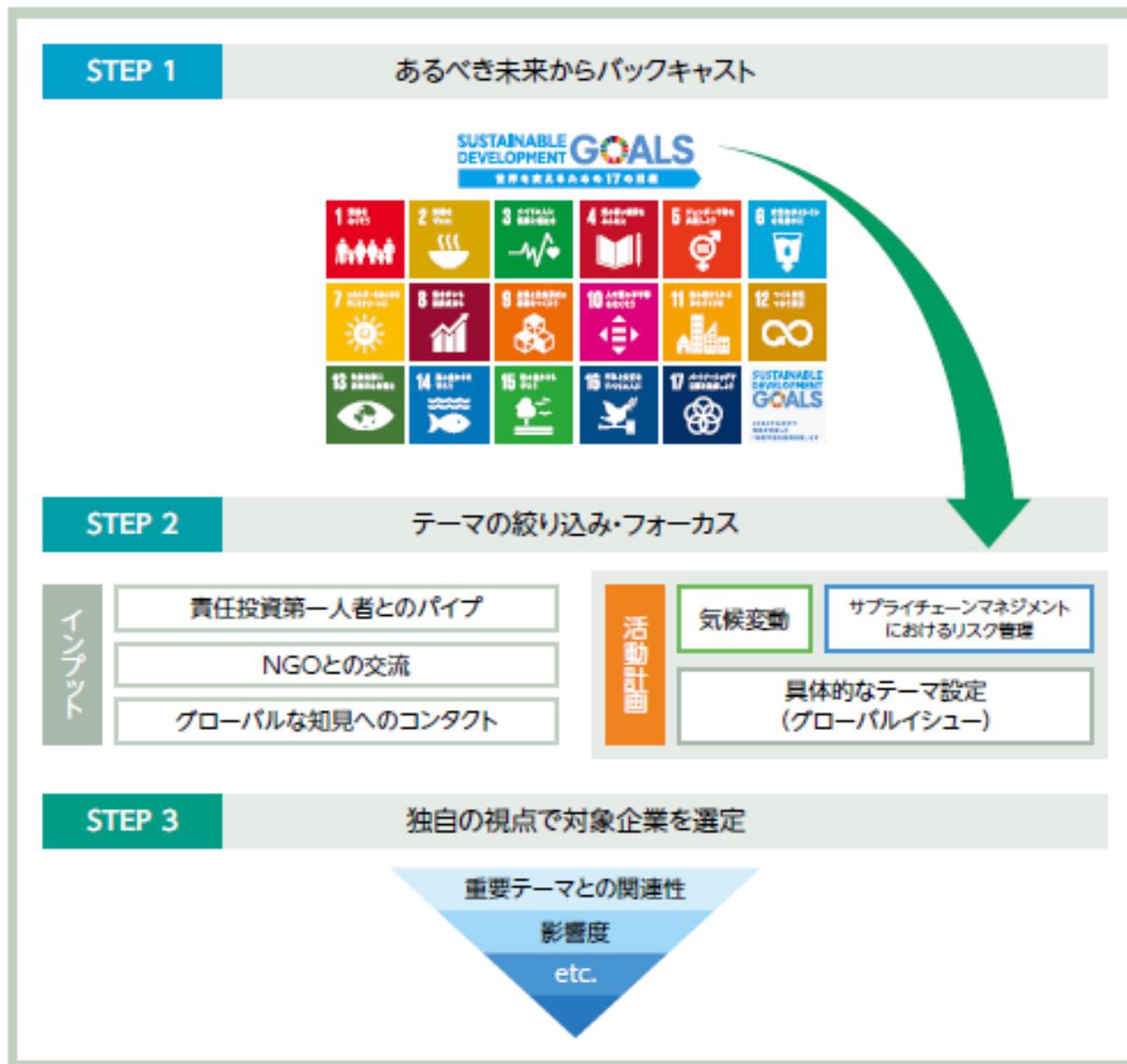


INTEGRATED REPORTING <IR>



未踏の経済システム
資本市場の新しい形

対話テーマの設定



課題設定

気候変動

気候変動に関する機会とリスクの対応と開示
自動車、鉄鋼、化学、電力等の高リスク業種企業に対し、
気候変動に関する機会とリスクの情報開示を要請



Climate Action 100+への参加

PRIと世界機関投資家団体(IGCC(欧)、INCR(米)、IGCC(豪)、AIGCC(アジア))が企業の気候変動への取り組みを支援するための5カ年活動。世界の大手企業100社(日本企業10社)に気候変動リスク(PRI協定)へのコミットメント、体制、開示を働きかける



PRI-led engagement on climate change transition for oil and gas

Climate Action 100+の業種特定版への参加

サステナブルなパーム油の調達

パーム油に関する調達方針、認証パーム油の調達

森林破壊リスクおよび人権問題

森林破壊リスクにフォーカスを当てた畜産の供給ソースと
重要課題に関する情報開示を要請



PRI サプライチェーンマネジメントにおけるリスク管理

従業員・サプライヤー・取引先の人権保護に関する取り組み(児童労働・過重労働、差別など)

PRI 農業分野の労働慣行におけるリスク管理

労働慣行の評価、サプライヤー・コミュニケーション、リスク管理、モニタリング

コーポレートガバナンスの向上

執行と監督の分離、取締役会の高い独立性、株主に対する平等な権利保障、会計の信頼性を中心にエンゲージメントを継続する

腐敗防止対策促進

GNJ公表「腐敗防止アセスメントツール」などを活用し、重点業種(建設、商社、金融)およびグローバル企業を中心に対応を進める



非財務情報開示の充実 【非公表企業】

非財務情報の重要性、ESGの考え方、対話の重要性についてアウェアネス(気づき)を与える

統合報告

企業への明確かつ簡潔な情報開示の要請、サポート
国際統合報告評議会(IIRC)の協働声明へ賛同表明



非財務情報開示の充実 【先進的企業】

企業に対し、投資家が求める「マテリアリティ」への認識を促進し、取り組みの実効性を付与
また、開示も進めることで透明性の向上や対話を促進し、日本企業の長期的な企業価値向上を目指す

2018年度新規のエンゲージメントアジェンダ



取締役会のダイバーシティ

取締役会がその役割・責務を実効的に果たすため、取締役会全体の知識、経験、能力を全体としてバランス良く備え、多様性を十分に確保した形で構成されていることが望ましいと考えています。

企業により取締役会に必要なスキルは異なるため、企業自身が取締役会の多様性や規模に関する考え方を定め、現状の取締役会についてスキルマトリクス等で開示することを促します。その際、ジェンダーや国際性の面についてもどういった考え方を持っているか、その取組状況について確認します。



海洋プラスチック問題

海洋プラスチック問題がにわかにクローズアップされています。海洋ゴミとなったプラスチックが微細化し海洋生物の生態系に及ぼす影響が懸念されており、世界的な問題に発展しています。レジ袋やプラスチック容器、PETボトル、ストローなどに関連する投資先企業(小売業、食品製造、トイレタリー製造等)を訪問し、各社の取組状況を確認するエンゲージメントを開始しました。



食の安全(工場的畜産と耐性菌問題)

食品への薬物耐性菌混入を防ぐため養鶏場での抗生物質使用が注目されています。欧州疾病予防管理センター(ECDC)の最近の調査によると、人間、植物、動物のすべてにおいて一般的な抗生物質への耐性菌が継続的に確認されており、人間社会にとって大きな脅威となるとの見方もあります。そこで家畜、魚介類、家禽類のサプライチェーンにおける抗生物質の疾病治療を目的としない使用の包括的な政策策定を支援するため、共同声明に署名しました。



We do not inherit the earth from our
ancestors,

We borrow it from our children.

**私たちは、地球を先祖から受け継いだの
ではなく子供達から借りているのです。**

～ネイティブ・アメリカンの教え

本資料に示された意見等につきましては、特に断りのない限り、個人の見解を示すものです。発表者の所属しているりそな銀行の見解とは異なることがあります。

本資料は、お客様への情報提供を目的としたものであり、特定のお取引の勧誘を目的としたものではありません。

本資料は、作成時点において信頼できると思われる各種データ等に基づいて作成されていますが、弊社はその正確性または完全性を保証するものではありません。

また、本資料に記載された情報、意見および予想等は、弊社が本資料を作成した時点の判断を反映しており、今後の金融情勢、社会情勢等の変化により、予告なしに内容が変更されることがありますのであらかじめご了承ください。

本資料に関わる一切の権利はりそな銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを固くお断りします。